

○原子力規制委員会規則第十六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる原子炉」の下に「及びその附属施設」を加える。

第一条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条の三第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 試験研究用等原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の総トン数及び船体の形状並びに附帯陸上施設の敷地の所在地、面積及び形状）

(2) 敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置

ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）

(2) 耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉

施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。

(3) その他の主要な構造

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。）

(i) 構造

(ii) 燃料体の最大挿入量

(iii) 主要な核的制限値

(iv) 主要な熱的制限値

(2) 燃料体

(i) 燃料材の種類

(ii) 被覆材の種類

(iii) 燃料要素の構造

(iv) 燃料集合体の構造

- (v) 最高燃焼度
- (3) 減速材及び反射材の種類
- (4) 原子炉容器
 - (i) 構造
 - (ii) 最高使用圧力及び最高使用温度
- (5) 放射線遮蔽体の構造
- (6) その他の主要な事項
- ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備
 - (1) 核燃料物質取扱設備の構造
 - (2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力
- ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備
 - (1) 一次冷却設備
 - (i) 冷却材の種類

- (ii) (i) 核計装の種類
 - (ii) (ii) その他の主要な計装の種類
- へ
- (1) 計装
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
 - (4) その他の主要な事項
- 二次冷却設備
- (2) 二次冷却設備
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器の個数及び構造
 - (3) 非常用冷却設備
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造

- (2) 安全保護回路
 - (i) 原子炉停止回路の種類
 - (ii) その他の主要な安全保護回路の種類
 - (3) 制御設備
 - (i) 制御材の個数及び構造
 - (ii) 制御材駆動設備の個数及び構造
 - (iii) 反応度制御能力
 - (4) 非常用制御設備
 - (i) 制御材の個数及び構造
 - (ii) 主要な機器の個数及び構造
 - (iii) 反応度制御能力
 - (5) その他の主要な事項
- ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

- (1) 屋内管理用の主要な設備の種類
 - チ 放射線管理施設の構造及び設備
 - (1) 気体廃棄物の廃棄施設
 - (i) 構造
 - (2) 液体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
 - (iii) 排気口の位置
 - (3) 固体廃棄物の廃棄設備
 - (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
 - (iii) 排水口の位置

(2) 屋外管理用の主要な設備の種類

リ 原子炉格納施設の構造及び設備

(1) 構造

(2) 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率

(3) その他の主要な事項

又 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備

(1) 非常用電源設備の構造

(2) 主要な実験設備の構造

(3) その他の主要な事項

第一条の三第一項第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第十号中「事故」

の下に「（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。）」を加え、同条

第三項中「一通及び副本三通」を「及び写し各一通」に改める。

第二条第三項中「一通及び副本三通」を「及び写し各一通」に改める。

第三条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

- イ 品質保証の実施に係る組織
- ロ 保安活動の計画
- ハ 保安活動の実施
- ニ 保安活動の評価
- ホ 保安活動の改善

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術

上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第三条の二第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 変更に係る前条第一項第四号の設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

第三条の二第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第二十七条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第三条の三第三項中「及び副本一通」を削る。

第三条の五を次のように改める。

第三条の五 削除

第三条の十一第四項中「及び副本各一通」を「一通」に改める。

第三条の十五第三項中「及び副本一通」を削る。

第三条の十七を削る。

第五条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「の写」を「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し」に改め、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により試験研究用等原子炉施設を承継する法人が現に」に改め

、同項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 前号に規定する法人が法第二十五条第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第五条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第六条第一項の表第一号イからハまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第二号へからチまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第二号又中「つど」を「都度」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「しや断」を「遮断」に、「つど」を「都度」に改め、同号に又として次を加える。

又 警報装置から発せられた
その都度

警報の内容

一年間

第六条第一項の表第三号イからハまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第四号イ中「放射線し

やへい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号二中「試験研究用等原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同号トからヌまで、同表第五号ロ、同表第六号イ及びロ、同表第七号イからニまで、同表第九号イからハまで、同表第十号イからハまで、同表第十一号、同表第十二号ロ、ハ及びホからリまでの規定中「つど」を「都度」に改める。

第十条第二項中「受けた原子炉」を「受けた試験研究用等原子炉」に改める。

第十四条の二第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉設置者は、原子炉」を「試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十四条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改める。

第十四条の四第一項第八号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第十四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第十五条第一項第十五号中「処置」の下に「（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。）」を加え、同条第二項中「一通及び副本一通」を「及び写し各一通」に改める。

第十五条の三第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第十六条第一項中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

第十六条の二第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に、「副本二通」を「写し二通」に改める。

第十六条の三第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一条第二号に掲げる試験研究用等原子炉

二 試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち令第六十四条の表第二号の原子力規制委員会が告示で定めるもの

第十六条の六第一項中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

第十六条の十四第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「構造物」の下に「（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

第十九条中「一通及び写し二通」を「及び写し各一通」に改める。

第二十条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第二十二條第一号中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

別記様式第一中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

別記様式第二中「原子炉設置者に」を「試験研究用等原子炉設置者に」とし、「原子炉の運転時間」を「試験研究用等原子炉の運転時間」とし、「原子炉の名称」を「試験研究用等原子炉の名称」とし、「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

別記様式第二の二裏面中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」とし、「第37条第6項」の下に、「第43条の3の24第6項」を加える。

別記様式第二の三裏面中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」とし、「第43条の2第2項」の下に、「第43条の3の27第2項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者)については原子力規制委員会とする。

)に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿

-
- 、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条
-

の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応

じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若し

くは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に

対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第四号の次に次の五号を加える。

五 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

六 「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

七 「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能をいう。

八 「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

九 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれな
いことをいう。

同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三

十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条の二第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第二項中「及び第三号」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に应ずる災害防止の措置に関する説明書

第一条の二第三項中「及び副本一通」を「一通及び写し一通」に改める。

第二条第二項中「及び第三号」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）

二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書

第二条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第二条の五を次のように改める。

（工事の技術上の基準）

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない

構造であること。

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。

ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、そ

の内部を負圧状態に維持し得るものであること。

ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

二 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。

三 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。

四 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚

染を除去しやすいものであること。

五 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。

ロ 工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

六 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすること。その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

七 使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。

イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

ロ 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

ハ 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

ロ 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における

中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。

ハ 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。

九 使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。

十 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。

十一 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。

十二 耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十三 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

十四 使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十五 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

十六 工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。

十七 工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十九 使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

二十 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

二十一 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう施設すること。

二十二 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を

健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。

二十三 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。

二十四 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。

二十五 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六 使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

二十七 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ 標識が設けられていること。

ハ 必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。

）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

二十八 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

ロ 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外

の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ニ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

ホ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ヘ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。

ト 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。

チ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

リ 標識が設けられていること。

二十九 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていること。

三十 工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。

イ 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

ロ 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

ハ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

三十一 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。

イ 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

ロ 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

三十二 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。

三十三 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

三十四 前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止す

るために必要な措置が講じられているものであること。

三十六 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

第二条の十一第一項の表第一号中「つど」を「都度」に改め、同表第二号イ中「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に、同号ロ及び同号トから同号リまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第七号ロ、同号ハ及び同号ホから同号リまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号イからハまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号中イからニまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 警報装置から発せられた警報の内容 (令第四十一条各号) その都度

一年間

に掲げる核燃料物質に係るも

のに限る。)

第二条の十一第七項中「第四号イからニまで」を「第五号イからニまで」に改める。

第二条の十二第一項第二号中「放射線業務従事者に対する」を「使用施設等の放射線業務従事者に対する」に改め、同項第十一号「処置」の下に「（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）」を加える。

第三条の二第四号中「六ふつ化ウラン」を「六ふつ化ウラン」に改め、同条第五号中「プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物」を「核燃料物質（前号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵は、核燃料物質」に、「その他プルトニウム又はその化合物」を「その他核燃料物質」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

第三条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設そ

の他」に改め、同項第十二号中イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改める。

第三条の四第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に、「表第三号」を「表第四号」に、「副本二通」を「写し二通」に改める。

第三条の五第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通（使用施設等のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第六条の十第二号中「に關し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするとき（次号に掲げる場合を除く。）」を「のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき」に改め、同条第三号中「しやへい機能その他の使用施設等の安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき」を「遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき」に改め、同条第四号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、同条第八号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰」

に改め、同条第十号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加える。

第九条中「、副本一通及び写し一通」を削る。

第十条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第十一条中「第一条第二号」を「第一条第二項第二号」に改める。

別記様式第一の四裏面中「第43条の2第2項」の上に「、第43条の3の27第2項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項

各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。

) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工

場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3～5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第三条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第一条の二第一項第一号へを削り、同号トを同号へとし、同条第三項中「一通及び副本三通」を「及び

写し各一通」に改める。

第二条第三項中「一通及び副本三通」を「及び写し各一通」に改める。

第三条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「法第八条第一項の合併」の下に「又は分割」を加え、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「の写」を「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し」に改め、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により製錬の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第五号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人の合併」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人の分割」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第三条第二項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「法人の定款」を「法人又は分割によ

り製錬の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する

書面

第三条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第四条中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第六条の二第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号口中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハマまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第七条第四項中「及び副本二通」を削る。

第七条の三第二項中「副本二通」を「写し一通（製錬施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第七条の四第二項中「副本二通」を「写し一通（製錬施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第十二条第二項中「及び副本三通」を削る。

第十三条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式第一の二裏面中「第37条第6項」の上に「、第43条の3の24第6項」を加える。

別記様式第一の三裏面中「第43条の2第2項」の上に「、第43条の3の27第2項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制

委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。

）に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に

必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の

役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、

第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第四条 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第四条の十第一号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に改める。

第八条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第九条中「第六十八条第十五項」を「第六十八条第十六項」に改める。

別記様式第二十六表面中「回法第68条第6項」を「回法第68条第7項」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第61条の8の2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づき保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料

物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～4 (略)

5 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第14項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

6 (略)

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第61条の8の2第2項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八～十 (略)

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項

まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第二十七の裏面を次のように改める。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第61条の23 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必

要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条の23の20 第61条の17、第61条の18及び第61条の23の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第61条の18中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第61条の23第1項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第80条の2 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第61条の23第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第80条の3 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第61条の23の20において準用する第61条の23第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第五条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 加工施設の一般構造

(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造

(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造

(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造

(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造

(ホ) 耐震構造

(ハ) 耐津波構造（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(ト) その他の主要な構造

第二条第一項第一号ホ(ハ)(2)の次に同号ホ(ハ)(3)として次を加える。

(3) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力

第二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

四 法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

五 法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 設計基準事故（事業許可基準規則第一条第二項第一号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。

） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。） 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第二条第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六 加工施設の放射線の管理に関する説明書

七 加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

第二条第二項第八号中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第三項中「副本二通」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(重大事故)

第二条の二 法第十四条第一号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

一 臨界事故

二 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失

第三条第一項第一号中「あつては、前条第一項第一号」を「あつては第二条第一項第一号」に、「あつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて」を「あつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて」記載し、法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつ

ては第二条第一項第四号に掲げる事項を記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに定める事項を」に改め、同条第二項中「法第十三条第二項第三号」の下に「、第五号又は第六号」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書

七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

第三条第二項第二号の次に次の二号を加える。

三 変更に係る加工施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四 変更に係る加工施設の設置の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地

図

第三条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条の二第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

- イ 品質保証の実施に係る組織
- ロ 保安活動の計画
- ハ 保安活動の実施
- ニ 保安活動の評価
- ホ 保安活動の改善

第三条の二第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基

準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第三条の三第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第三条の三第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基

準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第十六条の二第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第三条の四中「法第十六条の二第二項」の下に「ただし書」を加え、「第三条の六の二及び第三条の十六の三第二項第一号」を「第三条の十六の三第三項第一号」に改める。

第三条の六第三号中「建物、」を削る。

第三条の六の二を次のように改める。

第三条の六の二 削除

第三条の六の四の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第十六条の三第三項の

規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

第三条の十一第一号中「第二条第一項第一号ル」を「第二条第一項第一号ト」に改める。

第三条の十二第四項中「及び副本二通」を削る。

第三条の十六の二の二中「第三条の六の二第一号から第四号まで及び第三条の十八第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
 - 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
 - 四 加工施設中人が常時立ち入る場所、加工施設の使用特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査
 - 五 加工施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査
- 第三条の十六の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」

に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第三条の十八を削る。

第四条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「法第十八条第一項の合併」の下に「又は分割」を、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え

、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により加工の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第三号中「行なつて」を「行つて」に改め、同項第五号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「法人の合併の日に」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第四条第二項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第十五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第四条第三項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に改める。

第五条中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に改める。

第七条第一項の表第一号イからハまで、同表第二号へからチまで並びに同表第三号イ及びハの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第三号ニ中「つど」を「都度」に改め、同号ニを同号ホとし、同号にニと

して次のように加える。

ニ 警報装置から発せられた
その都度

一年間

警報の内容

第七条第一項の表第四号イ中「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合」を「廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合」に改め、同表第四号ロ、同表第五号イからニまで、同表第七号イからハまで及び同表第八号の規定中「つど」を「都度」に改め、同表第九号イを削り、同号ロ中「第七条の八の二第二項第一号」を「第七条の八の二第一項第一号」に、「つど」を「都度」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第七条の八の二第二項第二号」を「第七条の八の二第一項第二号」に、「つど」を「都度」に改め、同号ハを同号ロとし、同表第十二号イ(1)から(6)まで、同号ロ(1)から(5)まで及び同号ハの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十号ロ、ハ及びホからリまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一 法第二十二条の七の二第
評価の都度

第七項に定める期間

一項に規定する加工施設の安
全性の向上のための評価の結
果

第七条第七項中「並びに第十一号」を「、第十一号並びに第十二号」に改める。

第七条の二の二中「の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たっては、
」を「の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき」に改め、「保安活動」の下に「（第七条の二の
九から第七条の八までに規定する措置を含む。）」を加える。

第七条の四の二第一項第一号中「第三条の十八に定める」を「法第十六条の四の二に規定する原子力規
制委員会規則で定める」に改める。

第七条の四の三の次に次の二条を加える。

（重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の四 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事
業所において、重大事故等が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関

し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために

必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の五 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項を定め、これを要員に守らせること。

六 プルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八 前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、第六号を除く。）の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第七条の八の二第一項を削り、同条第二項中「加工事業者は」を「法第二十一条の二第一項の規定によ

り、加工事業者は、加工施設の保全に関し」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七条の九第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ(1)中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十八号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第八条第一項第二十一号を同項第二十三号とし、同項第十七号から同項第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十六号の次に次の二号を加える。

十七 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十八 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第八条第二項第八号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第十五号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第二十三号を同項第二十五号とし、同項第十九号から同項第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十八号の次に次の二号を加える。

十九 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

第八条第四項中「及び副本二通」を削る。

第八条の四第二項中「及び副本各一通」を「一通」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十二条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。

第八条の五から第八条の十七までを削る。

第九条第二項中「副本二通」を「写し一通（加工施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規

制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)」に改める。

第九条の二の二第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通(加工施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)」に改める。

第九条の三の次に次の五条を加える。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九条の三の二 法第二十二条の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九条の三の三 法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第二十二条の七の二第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を

原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

(届出事項)

第九条の三の四 法第二十二條の七の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該安全性向上評価に係る加工施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 法第二十二條の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該加工施設について、法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該加工施設について、法第二十二条の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該加工施設において、加工施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該加工施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九条の三の六 法第二十二條の七の二第五項の規定による公表は、法第二十二條の七の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第九条の十六第三号中「遮へい機能若しくは」を「遮蔽機能、」に改め、「防止の機能」の下に「若しくは重大事故等に対処するための機能」を加え、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第十条第一項中「様式第三」を「様式第一」に改め、同条第二項中「及び副本各一通」を「一通」に改める。

第十五条中「様式第三の二」を「様式第二」に、「様式第三の三」を「様式第三」に、「第六十八條第六項」を「第六十八條第七項」に改める。

第十七条第一号中「第八條の四第二項」を「第八條の四第三項」に改め、同条第二号中「第九條の二第二項」を「第九條の二の二第二項」に改める。

別記様式第一から様式第二の三までを削る。

別記様式第三を様式第一とする。

別記様式第二の二裏面中「第37条第6項」の上ニ「、第43条3の24第6項」を加え、同様式を様式第二とする。

別記様式第二の三裏面中「第43条の2第2項」の上ニ「、第43条の3の27第2項」を加え、同様式を様式第三とする。

別記様式第四表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項

各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。

) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問

させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させること

ができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

ならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項

まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10

号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。））、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。））、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。））1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。））、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第六条 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第三条の四第二項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第四条第二項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第六条第二項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第八条中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8

項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。

) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～6 (略)

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

ならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、「第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第七条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条第二項中「省令」を「規則」に改め、同項第七号中「ろか」を「ろ過」に改める。

第一条の二第一項第二号ロ(2)中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同号ロ(6)を同号ロ(7)とし、同号ロ(5)の次に同号ロ(6)として次を加える。

(6) 耐津波構造(再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。))第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

第一条の二第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同号チ(1)(iv)中「廃気槽(そう)」を「廃気槽」に改め、同号チ(2)(iv)中「廃液槽(そう)」を「廃液槽」に改め、同号中チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七 法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故（事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行

うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重

大事故（以下「重大事故等」と総称する。） 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発

生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第一条の二第二項第七号中「使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「再
処理施設の放射線の管理」に改め、同項第八号中「の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、
火災等があつた場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等」を「において事故
が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「
、副本二通」を削る。

第一条の三を次のように改める。

（重大事故）

第一条の三 法第四十四条の二第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定め
る条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

- 一 セル内において発生する臨界事故
 - 二 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固
 - 三 放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発
 - 四 セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発（前号に掲げるものを除く。）
 - 五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷
 - 六 放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故に係るものを除く。）
- 第一条の四第一項第一号中「その方法」の下に「を記載し、法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項

」を加え、同条第二項中「第四号まで」の下に「、第七号又は第八号」を加え、同項第七号中「使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「再処理施設の放射線の管理」に改め、同項第八号中「の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等」を「において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第二条第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、同号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

二 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

第二条第二項を次のように改める。

- 2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第三条第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

- 四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第三条第二項を次のように改める。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類について

ては、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第四条中「第六条の二及び第七条の十の三第二項第一号」を「第七条の十の三第三項第一号」に改める。

第六条第一号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同条第三号中「建物、」を削る。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

第六条の四の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項と

して次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第七条の五第一号中「第一条の二第一項第二号又」を「第一条の二第一項第二号リ」に改める。

第七条の六第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同条第四項中「及び副本二通」を削る。

第七条の十第一項中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加える。

第七条の十の二第一項中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改める。

第七条の十の二の二中「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に、「第六条の二第一号から第四号まで及び第七条の十二第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうか」を「次

に掲げる検査」に改め、同条に次の各号を加える。

一 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 再処理施設中人が常時立ち入る場所、再処理施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五 再処理施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

第七条の十の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する

再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第七条の十の四中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に、「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に改める。

第七条の十一中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改める。

第七条の十二を次のように改める。

第七条の十二 削除

第七条の十三第四項中「及び副本二通」を削る。

第七条の十四の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全

部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により再処理の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第五号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「合併の日」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第七条の十四第二項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第四十四条の三第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを

誓約する書面

第七条の十四第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第八条第一項の表第一号口中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、同表

第二号イ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表第三号ニを同号ホとし、同号にニとして次を加える。

ニ 警報装置から発せられた
その都度

一年間

警報の内容

第八条第一項の表第九号イを削り、同号口中「第十六条の二第二項第一号」を「第十六条の二第一項第一号」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第十六条の二第二項第二号」を「第十六条の二第一項第二号」に改め、同号ハを同号ロとし、同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号を同表第十二号とし、同表第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第五十条の四の二第一
評価の都度

第七項に定める期間

項に規定する再処理施設の安
全性の向上のための評価の結
果

第八条第七項中「並びに第十一号」を「、第十一号並びに第十二号」に改める。

第八条の三中「法第四十八条第一項の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じる

に当たつては、品質保証計画を定め、これに基づき保安活動」を「法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条の二までに規定する措置を含む。）」に改める。

第八条の七第四号中「定めて」を削る。

第八条の八第二号中「行われているか」を「行われていることを」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条の十二に定める」を「法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める」に改め、同項第三号中「較正」を「校正」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二 削除

第十二条の三の次に次の二条を加える。

（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関

し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に關すること。

ロ 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策

に關すること。

ハ 重大事故等発生時における放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留すること
を防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に
関すること。

ニ 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を
防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

ホ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するた
めの対策に関すること。

ヘ 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲
げるものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うため
に必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の五 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
- イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第十六条の二第一項を削り、同条第二項中「再処理事業者は、」を「法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ(1)中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十四号イ及びハ中「さく」を「柵」に改め、同項第十五号中「には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること」を「については、次に掲げる措置を講ずること」に改め、同号にイ及びロとして次を加える。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十六条の三第二項第二十号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第十七条第一項第十九号を削り、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十二号から同項第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号を同項第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第十七条第二項第八号中「廃止措置対象施設に」を「廃止措置対象施設内に」に改め、同項第十七号中「廃止措置対象施設に」を「廃止措置対象施設内に」に改め、同項第二十一号を削り、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十二号から同項第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号の次に次の二号を加える。

二十一 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

二十二 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

第十七条第四項中「及び副本二通」を削る。

第十八条第二項中「及び副本各一通」を「一通」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。

第十九条第二項中「副本二通」を「写し一通（再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第十九条の二の二第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通（再処理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第十九条の三の次に次の五条を加える。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第十九条の三の二 法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第十九条の三の三 法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第五十条の四の二第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価

に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第十九条の三の四 法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止

等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該再処理施設について、法第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該再処理施設について、法第五十条の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該再処理施設において、再処理施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評

定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第十九条の三の六 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、法第五十条の四の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第十九条の十六第三号中「遮へい機能若しくは」を「遮蔽機能、」に改め、「防止の機能」の下に「若しくは重大事故等に対処するための機能」を加え、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第二十一条第三項中「及び副本各一通」を「一通」に改める。

第二十一条の二中「及び副本二通」を削る。

第二十二条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第二十四条第一号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条の二第二項」を「第十九条の二の二第二項」に改める。

別記様式第二の二裏面中「第37条第6項」の下に「、第43条の3の24第6項」を加える。

別記様式第二の三裏面中「第43条の2第2項」の下に「、第43条の3の27第2項」を加える。

別記様式第三様面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に於て、同様式の裏面を次のように改

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)

に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業

者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の

3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物

質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若し

くは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、「第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に

対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑
- 三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第三号中「第六十五条」を「第六十七条」に改める。

第二条第一項第三号中「第四十三条の三の三十三第一項」を「第四十三条の三の三十四第一項」に改める。

第八条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

-
- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 5 (略)
- 6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8～11 (略)
- 12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
-

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に

係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正)

第九条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第八号中「第一条の二第七号」を「第一条の二第二項第七号」に、「核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第一条第四号」を「核燃

料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二項第四号」に改める。

第二十七条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「別表第一の六十七及び六十九の項」を「別表第一の八十五及び八十七の項」に改める。

別記様式第八表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項

各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)

に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号

、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑
三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）
第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）
第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第五十三条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第六十七条第一項の表第一号ハ及び第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の

三十三第二項」に改め、同表第三号中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同号チ(2)中「最高燃燒度」を「燃燒度」に改め、同表第五号イ及び第九号イ中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同表第十一号を削り、同表第十二号を同表第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 法第四十三條の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果

評価の都度

第七項に定める期間

第六十七條第七項中「第十一号」を「第十二号」に、「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改める。

第六十九條第二項を削る。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 削除

第八十條第一項及び第二項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」

に改める。

第八十一条第一項中「、原子炉」を「、発電用原子炉」に改め、同項第一号及び第二号中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同項第二号中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改め、同項第四号口中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第八十二条第二項第一号中「第四十三條の三の三十一第二項」を「第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同条第五項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第八十三条中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第八十七条中「掲げる原子炉」を「掲げる発電用原子炉」に、「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第七号中「しや断」を「遮断」に、「起こつた」を「起こつた」に改め、同条第十一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第八十九条第一項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第九十二条第一項第三号中「、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価」を「並びに作業手順書等の保安規定上の位置付け」に改め、同条第三項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「第三十七条第一項」を「第四十三条の三の二十四第一項」に改め、同項第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第九十三条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。
第九十六条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十八条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十九条の次に次の六条を加える。

（安全性の向上のための評価の実施）

第九十九条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者

は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

(届出事項)

第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおり

とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生」の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第百条中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第百一条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第百二条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第百四条第一号中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の二十九第五項」を「第四十三条の三の三十第五項」に改める。

第百五条第二項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改める。

第百六条中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第百十条第一号中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の三十第五項」を「第四十三条の三の三十一第五項」に改める。

第百十三条第一項中「第四十三条の三の三十一第四項」を「第四十三条の三の三十二第四項」に改める。

第百十四条中「第四十三条の三の三十一第五項」を「第四十三条の三の三十二第五項」に改める。

第百十五条中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に、「第七条第一項」を「第六十七条第一項」に改める。

第百十六条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第百十七条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第百十八条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第百十九条中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同条第四号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第百二十条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。
第百二十一条中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第二百二十二条中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第二百二十三条中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第二百二十四条中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に、「第四十条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第二百二十五条第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第二百二十六条第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第三百三十七条中「第四十三条の三の八第二項」を「第四十三条の三の八第三項」に改める。

別記様式第五表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面中「第1項の規定による立入検査のほか」のトビラ、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第

5項」を加え、「及び第43条の3の30第1項」を「、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正)

第十一条 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則(昭和六十一年総理府令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二条中「省令」を「規則」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

第三条第一項中「省令」を「規則」に改める。

第十六条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)」

を「法」に改め、同条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

(加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正)

第十二条 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 安全機能を有する施設(第三条―第十七条)

第三章 重大事故等対処施設(第十八条―第三十一条)

附則

第一章 総則

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則

」という。)及び加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。)」を加え、同条第二項を削る。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 安全機能を有する施設

第三条第二項中「加工施設は」を「加工施設には」に改め、「の設置」を削り、「の発生を想定した適切な措置が講じられているものでなければ」を「を防止するために必要な設備を施設しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を次のように改める。

安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下「単一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならぬ。

第四条第一項中「加工施設が火災」を「安全機能を有する施設が火災又は爆発」に、「安全」を「安全性」に改め、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、「必要に応じて」を削り、同条第二項中「加工施設の安全」を「安全上重要な施設の安全機能」に改め、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災」を「安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発」に、「防火措置」を「防護措置」に改め、同条第七項第一号及び第二号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第五条を次のように改める。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができると地盤に施設しなければならない。

第五条の次に次の五条を加える。

(地震による損傷の防止)

第五条の二 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 耐震重要施設(事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3 耐震重要施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条の三 安全機能を有する施設が基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第五条の四 安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3 航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第五条の五 加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第五条の六 安全機能を有する施設が加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第六条第一項及び第二項中「加工施設に」を「安全機能を有する施設に」に、「安全」を「安全性」に改める。

第七条中「加工施設は」を「安全機能を有する施設は」に改め、同条第二号中「六ふつ化ウラン」を「六ふつ化ウラン」に、「しうる」を「し得る」に改め、同条第三号、第五号及び第六号中「しうる」を「

し得る」に改め、同条第七号口中「堰」を「堰」に改め、同号ハ中「加工施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「湧水」を「湧水」に改める。

第八条の見出しを「(遮蔽)」に改め、同条中「加工施設を設置する工場又は事業所内の」を「工場等内における」に、「しやへい能力」を「遮蔽能力」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、「ならない。」の下に「この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第九条中「場合には」を「場所には」に改め、同条第三号中「しうる」を「し得る」に改める。

第十一条を次のように改める。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、

その安全機能を發揮することができるよう施設しなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壞に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

4 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

第十二条中「設備」の下に「（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）」を加える。
第十三条第一項及び第二項中「安全」を「安全性」に改め、同条第二項中「を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（安全避難通路等）

第十三条の二 加工施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

（核燃料物質の貯蔵施設）

第十三条の三 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備を施設しなければならない。

第十四条第一号中「の外側」を削り、同条第四号中「しうる」を「し得る」に改める。

第十五条中「加工施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「加工施設の安全」を「加工施設の安全性」に改め、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（通信連絡設備）

第十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(火災等による損傷の防止)

第十八条 重大事故等対処施設が火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備には、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

(重大事故等対処施設の地盤)

第十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならぬ。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

（地震による損傷の防止）

第二十条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第二十一条 重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(重大事故等対処設備)

第二十二條 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。
- 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。
- 四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。
- 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。
- 六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。
- 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の

適切な措置を講ずること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因によつて設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一 常設設備（プルトリウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトリウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトリウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

(材料及び構造)

第二十三条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の

安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならぬ。

2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第二十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

第二十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備

二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第二十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を施設しなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第二十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な水の供給を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を施設しなければならない。

(電源設備)

第二十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第十六条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するため

に必要な電力を確保するために必要な設備を施設しなければならない。

(監視測定設備)

第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

(緊急時対策所)

第三十条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所を施設しなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができ措置を講じなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。

(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正)

第十三条 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第十二条―第三十条の二）

第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第三十一条―第四十一条）

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十一条の二―第四十一条の八）

第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十二条―第五十一条）

附則

第一条中「並びに」を「及び」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下この条において「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第一号に規定する

放射線をいう。

二 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

三 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に規定する試験研究用等原子炉（第九号及び第十号に規定するものを除く。）をいう。

六 「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に規定する試験研究用等原子炉をいう。

七 「中出力炉」とは、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。以下「試験炉許可基準規則」という。）第二条第二項

第八号に規定する中出力炉をいう。

八 「高出力炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第九号に規定する高出力炉をいう。

九 「ガス冷却型原子炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十号に規定するガス冷却型原子炉をいう。

十 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十一号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。

十一 「安全機能」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する安全機能をいう。

十二 「安全機能の重要度」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十三号に規定する安全機能の重要度をいう。

十三 「通常運転」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。

十四 「運転時の異常な過渡変化」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十五号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

十五 「設計基準事故」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。

十六 「多重性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十七号に規定する多重性をいう。

十七 「多様性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十八号に規定する多様性をいう。

十八 「独立性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十九号に規定する独立性をいう。

十九 「燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十号に規定する燃料体をいう。

二十 「燃料材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十一号に規定する燃料材をいう。

二十一 「燃料の許容設計限界」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十三号に規定する燃料の許容設計限界をいう。

二十二 「反応度価値」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十四号に規定する反応度価値をいう。

二十三 「制御棒の最大反応度価値」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十五号に規定する制御棒の最大反応度価値をいう。

二十四 「反応度添加率」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十六号に規定する反応度添加率をいう。

二十五 「原子炉停止系統」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十七号に規定する原子炉停止系統をいう。

二十六 「反応度制御系統」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十八号に規定する反応度制御

系統をいう。

二十七 「安全保護回路」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十九号に規定する安全保護回路をいう。

二十八 「安全設備」とは、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせる設備であつて次に掲げるものをいう。

イ 一次冷却系統設備その他の運転時において試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）

ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）、安全保護回路、非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ 原子炉格納容器及びその附属設備

二十九 「一次冷却材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十三号に規定する一次冷却材をい

う。

三十 「一次冷却系統設備」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十四号に規定する一次冷却系統設備をいう。

三十一 「最終ヒートシンク」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十五号に規定する最終ヒートシンクをいう。

三十二 「冠水維持設備」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十六号に規定する冠水維持設備をいう。

三十三 「試験用燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十七号に規定する試験用燃料体をいう。

三十四 「カバーガス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定するカバーガスをいう。

三十五 「原子炉カバーガス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十九号に規定する原子炉カバーガスをいう。

三十六 「炉心冠水維持バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十号に規定する炉心冠水維持バウンダリをいう。

三十七 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリをいう。

三十八 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十三号に規定する原子炉冷却材バウンダリをいう。

三十九 「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十四号に規定する原子炉カバーガス等のバウンダリをいう。

第四条第一項を次のように改める。

試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

第五条中「検査又は試験」を「試験又は検査」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

第五条の二 試験研究用等原子炉施設(船舶に施設するものを除く。第六条、第六条の二及び第六条の三

第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第六条の見出しを「(地震による損傷の防止)」に改め、同条第一項中「(船舶に施設するものを除く。次項において同じ。)」を削り、「地震力」の下に「(試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3 耐震重要施設が試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生じる斜面の崩壊によりその安全性が

損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第六条の次に次の三条を加える。

(津波による損傷の防止)

第六条の二 試験研究用等原子炉施設がその供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条の三 試験研究用等原子炉施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講

じなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならぬ。

4 航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第六条の四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第六号において同じ。)を防止するため、適切な措置を講じなければならぬ。

第七条中「燃料体、減速材及び反射材を支持する構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保

する上で重要なもの」を「炉心支持構造物」に、「当該機器等」を「その安全機能の重要度に応じて、当該機器等」に改め、同条第二項中「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器」を「その安全機能の重要度に応じて、機器」に改め、同条第三項中「機器のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは」を「機器は、その安全機能の重要度に応じて」に改める。

第八条の見出しを「（遮蔽等）」に改め、同条中「試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（原子力船を含む。）内の外部放射線」を「工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条第一号中「しやへい能力」を「遮蔽能力」に改め、同条第二号中「いるものであること」を「いること」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次を加える。

試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるように施設しなければならない。

第九条の見出し中「換気」の下に「設備」を加え、同条第二号中「逆流」を「漏えいし難い構造であり、かつ、逆流」に改める。

第十条の見出しを「(逆止め弁)」に改め、同条中「容器又は管に」を「容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第九条及び第二十六条に規定するものを除く。)(へ)」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「しうる」を「し得る」に改め、同条第三項中「試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「湧水」を「湧水」に改める。

第二章の章名を「第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設」に改める。

第十三条各号を次のように改める。

一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保すること。ただ

し、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。

三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができものであること。

四 火災により損傷を受けるおそれがある場合には、次に掲げるところによること。

イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。

ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備を設けること。

ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。

五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。

六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置を

講ずること。

第十三条の次に次の二条を加える。

(溢水による損傷の防止)

第十三条の二 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全避難通路等)

第十三条の三 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
 - 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
 - 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源
- 第十四条第一項中「反射材」を「反射材並びに炉心支持構造物」に改め、同条第二項中「反射材は、自

重、最高使用圧力その他の荷重」を「反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷」に改め、同条第三項中「これらを支持する構造物」を「炉心支持構造物」に改める。

第十四条の二（見出しを含む。）中「熱しやへい材」を「熱遮蔽材」に改める。

第十五条第三号中「除去しうるもの」を「除去することにより燃料体等が溶融しないもの」に改め、同条第四号中「取扱いの際に」を「取扱中に」に改め、同条第五号中「取扱いの際の」を「取扱中における」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。

第十五条第七号の次に次の一号を加える。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

第十六条第一項第二号を次のように改める。

二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものであること。

第十六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

第十六条第二項中「高放射性の燃料体等を貯蔵する」を「高放射性の燃料体を貯蔵する」に改め、同項第一号中「燃料体等」を「使用済燃料その他高放射性の燃料体」に、「しうる」を「し得る」に改め、同項第二号中「高放射性の燃料体等」を「高放射性の燃料体」に改め、同号ロ中「液体の漏えい」を「液位

を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常」に、「しうる」を「し得る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。

三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

第十九条第一項第五号中「原子炉停止時」を「試験研究用等原子炉停止時」に改め、同項第六号中「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならぬ。

第二十条の見出し中「保持」を「保持等」に改め、同条中「試験研究用等原子炉に係る」を削り、「故障、損壊等に伴う温度の変化その他の要因による荷重の増加」を「損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷」に改め、同条に次の一項を加える。

2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に掲げるもののほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならぬ。

第二十条の二を削る。

第二十一条第一項中「（次項に該当するものを除く。）」を削り、「替える」を「代える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備を施設しなければならない。

第二十一条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（警報装置）

第二十一条の二 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十七条第一号の放射性物質の濃度若し

くは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置を施設しなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十一条の三 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線を施設しなければならない。

第二十二條を次のように改める。

(安全保護回路)

第二十二條 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路を施設しなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。

三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安

全上支障がない状態を維持できるものであること。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。

八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。

第二十三条の見出しを「(反応度制御系統及び原子炉停止系統)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統を施設しなければならない。

一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(構造材料その他の実験のために使用されるものをいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものである

こと。

二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。

イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。

ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未

臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

第二十三条第四項第一号中「しうる」を「し得る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

- 5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。）に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。
- 6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

い。

第二十四条第二項中「、試験研究用等原子炉を適切に運転しうるように」を削り、「集中して」を「集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に改め、「放射線業務従事者が」を削り、「措置を採るために」を「試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造としなければならない。

第二十五条第一項中「放射性廃棄物を廃棄する」を「工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する」に、「は、次に掲げるところにより施設」を「を施設」に改め、同項第一号中「外側の」を削り、同項第三号中「化学薬品」を「放射性廃棄物に含まれる化学薬品」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸

し難いものであること。

第二十五条第二項第二号中「堰」を「堰」に改める。

第二十六条第一項を次のように改める。

放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。
- 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。
- 三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

第二十六条第三項中「液体状」を「流体状」に改める。

第二十七条中「試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「替える」を「代える」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(原子炉格納施設)

第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を施設しなければならない。

一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

第二十八条の二を削る。

第二十九条の見出しを「(保安電源設備)」に改め、同条第一項中「設備を」を「非常用電源設備を」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を施

設しなければならない。

第三十条を次のように改める。

(実験設備等)

第三十条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備をいう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺

の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所であること。
第三十条の次に次の一条を加える。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第三十条の二 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第三章の章名を「第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設」に改める。

第三十三条第一項第五号中「原子炉停止時」を「試験研究用等原子炉停止時」に改める。

第三十四条第一項中「一次冷却設備」を「一次冷却系統設備」に改め、同条第二項中「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に、「しうる」を「し得る」に改める。

第三十五条中「故障、損壊等に伴う衝撃」を「損壊又は故障その他の異常による衝撃」に、「その他の

要因による荷重の増加」を「その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷」に改める。

第三十六条中「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に改める。

第三十八条の見出しを「(反応度制御系統及び原子炉停止系統)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、反応度制御系統を施設しなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。

二 通常運転時の高温状態において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、高温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく

試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

五 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

第三十八条第四項第一号中「しうる」を「し得る」に改める。

第三十九条第一項中「第二十八条の二第一項第一号から第三号まで」を「第四十一条の六第一項第一号から第三号まで」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に改める。

第四十条の見出しを「(保安電源設備)」に改める。

第四十一条中「第二十一条第三項、第二十二條、第二十四條第一項から第三項まで及び第四項本文」を「第二十一条の二から第二十二條まで、第二十四條（第五項ただし書を除く。）」に、「並びに第二十八條の二第二項から第五項まで」を「及び第四十一条の六第二項から第五項まで」に、「工場又は事業所」を「工場等」に、「第二十八條の二第五項」を「第四十一条の六第五項」に改める。

第四章の章名を「第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設」に改め、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

（ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設）

第四十一条の二 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならぬ。

（試験用燃料体）

第四十一条の三 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状

又は性能に悪影響を与えないものであること。

二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。

三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置を講じたものであること。

四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第四十一条の四 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を施設しなければならない。

3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬時的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。

(計装)

第四十一条の五 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口における圧力及び流量

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたって監視及び記録できる設備を施設しなければならない。

(原子炉格納施設)

第四十一条の六 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない。

一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を施設すること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下この条及び第五十条の二において、「隔離弁」と総称する。）を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及

び外側に代え、当該貫通箇所その他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所その他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けるものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第四十一条の七 試験研究用等原子炉施設には、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十一条の八 第十三条から第十九条まで、第二十一条の二から第二十七条まで、第二十九条(第一項ただし書を除く。)及び第三十条の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十五条中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

第四十四条中「反射材の材料」を「反射材並びに炉心支持構造物の材料」に改め、同条第二項中「反射材は、自重、最高使用圧力その他の荷重」を「反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷」に改め、同条第四項中「これらを支持する構造物」を「炉心支持構造物」に改める。

第四十五条第二項中「(ナトリウムの自由液面部を覆うことを主たる目的とする不活性ガスをいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項中「しうる」を「し得る」に改める。

第四十七条第一項第三号中「(カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。以下同じ。)」を削り、「安全」を「運転」に改め、同項第五号中「原子炉停止時」を「試験研究用等原子炉停止時」に改め、同項第六号中「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

第四十八条の見出しを「(原子炉冷却材バウンダリ等)」に改め、同条第一項中「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を「原子炉冷却材バウンダリ」に、「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に、「変化その他の要因による荷重の増加」を「変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する機器に加わる負荷」に改め、同条第三項中「(ナトリウム冷却型高速炉の通常運転時に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリを除いたものをいう。)」を削り、「故障、損壊等」を「損壊又は故障その他の異常」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の

二項を加える。

5 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置及び原子炉カバーガス等のバウンダリからの原子炉カバーガスの漏えいを検出する装置を施設しなければならない。

6 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を施設しなければならない。

第四十八条第二項中「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を「原子炉冷却材バウンダリ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬時的破壊が生じないように、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

第四十九条中「替える」を「代える」に改め、同条に次の一項を加える。

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわた

り監視及び記録できる設備を施設しなければならない。

第五十条の見出しを「(反応度制御系統及び原子炉停止系統)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統を施設しなければならない。

一 制御棒を用いるものであること。

二 制御棒の炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。

三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。

一 制御棒による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、次に掲げるときは、この限

りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

第五十条第四項第一号中「しうる」を「し得る」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウ

ンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

第五十条の次に次の一条を加える。

(原子炉格納施設)

第五十条の二 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない。

一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

- 二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。
- 三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を施設すること。
- 2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。
- 3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）には、当該貫通箇所の内側又は外側

の当該貫通箇所近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所近接した箇所に一個の隔離弁を設けるものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

第五十一条を次のように改める。

(準用)

第五十一条 第十三条から第十三条の三まで、第十四条の二から第十七条まで、第二十一条の二から第二十二條まで、第二十四条から第二十七條まで、第二十九条(第一項ただし書を除く。)、第三十条、第四十一条の三及び第四十一条の七の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十五条中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

(再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正)

第十四条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)の

一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 安全機能を有する施設(第三条―第二十一条)

第三章 重大事故等対処施設(第二十二條―第四十一条)

附則

第一章 総則

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。)及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会

規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）を加え、同条第二項を削る。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 安全機能を有する施設

第三条を次のように改める。

(核燃料物質の臨界防止)

第三条 安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。

）において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物

質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならぬ。

3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

第四条第一項中「再処理施設が火災」を「安全機能を有する施設が火災又は爆発」に、「再処理施設の安全」を「再処理施設の安全性」に改め、「必要に応じて」を削り、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二項中「再処理施設の安全」を「安全上重要な施設の安全機能」に改め、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災」を「安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発」に、「防火措置」を「防護措置」に改め、同条第四項中「火災」の下に「及び爆発」を加え、同条第八項中「再処理設備」を「再処理施設」に、「しうる」を「し得る」に改め、同条第十二項中「火災」の下に「及び爆発」を加え、「しうる」を「し得る」に改める。

第五条を次のように改める。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第五条の次に次の六条を加える。

(地震による損傷の防止)

第五条の二 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3 耐震重要施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条の三 安全機能を有する施設が基準津波（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五条の四 安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3 航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置

を講じなければならない。

（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）

第五条の五 再処理施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十条の二第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

第五条の六 安全機能を有する施設が再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第五条の七 安全機能を有する施設が再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第六条第一項及び第二項中「再処理施設に」を「安全機能を有する施設に」に、「再処理施設の安全」を「再処理施設の安全性」に改める。

第七条中「再処理施設は」を「安全機能を有する施設は」に改め、同条第二号、第三号、第四号、第五号、第七号及び第八号中「しうる」を「し得る」に改め、同条第九号口中「堰（せき）」を「堰」に改め、同号ハ中「再処理施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「湧（ゆう）水」を「湧水」に改める。

第八条の見出しを「（遮蔽）」に改め、同条中「再処理施設を設置する工場又は事業所内の」を「工場等内における」に、「しやへい能力」を「遮蔽能力」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければなら
ない。

第十一条中「次に掲げるところにより施設しなければ」を「再処理施設の安全性を確保する機能を維持

するため必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければ」に改め、同条各号を削り、同条を第十一条の二とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設しなければならない。

2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように施設しなければならない。

3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように施設しなければならない。

4 安全機能を有する施設に属する設備であつて、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

5 安全機能を有する施設を二以上の原子力施設と共用する場合には、共用することによつて再処理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(安全避難通路等)

第十二条の二 再処理施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

第十三条の見出しを「(使用済燃料の貯蔵施設等)」に改め、同条第一号中「しうる」を「し得る」に

改め、同条第二号ハ中「しうる」を「し得る」に改め、同条に次の一項を加える。

2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように施設しなければならない。

第十四条第一項中「次に掲げる事項」の下に「その他必要な事項」を加え、同条第二項中「安全」を「安全性」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(安全保護回路)

第十四条の二 再処理施設には、安全保護回路を施設しなければならない。

2 安全保護回路は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持

できるものであること。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。

六 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものであること。

第十五条の見出しを「(制御室等)」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を施設しなければならぬ。

第十五条第二項中「制御室には」を「制御室は」に、「安全」を「安全性」に、「集中して」を「集中

し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。

4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を施設しなければならない。

第十六条の見出しを「（廃棄施設）」に改め、同条第四号中「しうる」を「し得る」に改める。

第十七条の見出しを「（保管廃棄施設）」に改め、同条中「講じうる」を「講じ得る」に改める。

第十八条中「再処理施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に改め、同条第一号中「再処理設備、使用済燃料等の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しやへい物」を「再処理施設の放射線遮蔽物」に改める。

第十九条の見出しを「（保安電源設備）」に改め、同条第一項中「安全」を「安全性」に、「機能を有

する設備」を「機能を有する非常用電源設備」に改め、同条第二項中「安全」を「安全性」に改め、同項の次に次の三項を加える。

3 保安電源設備には、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

第十九条の次に次の二条及び一章を加える。

(緊急時対策所)

第二十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に施設しなければならない。

(通信連絡設備)

第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(火災等による損傷の防止)

第二十二条 重大事故等対処施設が火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備には、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

4 重大事故等対処施設が火災又は爆発によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないうよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。

二 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。

(重大事故等対処施設の地盤)

第二十三条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重

大事故等対処設備」という。)と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

(地震による損傷の防止)

第二十四条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対

して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設
事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊に
よりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適
切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第二十五条 重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわ
れるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(重大事故等対処設備)

第二十六条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重

大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因によつて設計基準事故に対処するた
めの設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければなら
ない。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによらなければ

ならない。

一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重

大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

(材料及び構造)

第二十七条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第二十八条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備
(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第二十九条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備
(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)

第三十条 セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下この条において「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な設備

二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備
(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)

第三十一条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならぬ。

一 火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)
を未然に防止するために必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第三十二条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならぬ。

2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならぬ。

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第三十三条 セル内又は建屋内（セル内を除く。以下この条において同じ。）において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあつては、第三号を除く。）を施設しなければならない。

一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備

二 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備

三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第三十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を施設しなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第三十五条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を施設しなければならない。

(電源設備)

第三十六条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を施設しなければならない。

(計装設備)

第三十七条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となつた場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならぬ。

2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を施設しなければならない。

3 前項の設備は、共通要因によつて制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。
(制御室)

第三十八条 第十五条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を施設しなければならない。

(監視測定設備)

第三十九条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並

びにその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

- 2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

(緊急時対策所)

第四十条 第二十条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

- 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。

- 三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

- 2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を收容することができる措置を講じ

なければならぬ。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第四十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡を要する必要がある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十五条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削る。

第一条の二第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第二号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に同号ロ(2)として次を加える。

(2) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年

原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して第二種廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

第二条第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条第三項中「、副本二通」を削る。

第六条の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第二種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第

二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により第二種廃棄物埋設の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「合併後」の下に「又は分割後」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第十条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第二種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを

誓約する書面

第十条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第十一条中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第十三条第一項の表第十二号を同表第十四号とし、同表第七号から同表第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第六号中「（法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定めるところ

により、記録しないこととした場合を除く。）」を「（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同表第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況（前二号に掲げるもの及び法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）	法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める都度	第七項に定める期間
--	--------------------------------------	-----------

第十三条第一項の表第五号イ及びロ中「（法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。）」を「（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号を同表第五号とし、同表第三号を同表第四号とし、同表第二号ハ中「線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度」の下に「（法第

五十一条の十八第一項の変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、周辺監視区域を廃止した場合は廃棄物埋設地の近傍の地下水中の放射性物質の濃度」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 警報装置から発せられた警
その都度

一年間

報の内容（法第五十一条の二
十五第二項の認可を受けた場
合を除く。）

第十三条第七項中「第三号ロ、第四号、第五号ロ、第六号、第九号並びに第十一号」を「第四号ロ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号」に改める。

第十四条中「認可又は」を削り、同条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第十七条中「埋設の終了した」を削り、同条ただし書を削り、同条第一号中「漏えいが」を「異常な漏えいが」に、「その他の放射性物質の漏えい」を「その他の放射性物質の異常な漏えい」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

第十九条の二第一項中「法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年」を「十年」に改め、「余裕深度処分に係る」を削り、同条第二項中「構すべき」を「講すべき」に改め、「余裕深度処分に係る」を削る。

第十九条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号口中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第二十条第一項第十九号を同項第二十号とし、同項第十一号から同項第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関すること。

第二十条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」

を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第九号中「保全区域及び周辺監視区域」を「周辺監視区域及び埋設保全区域」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は第二項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

第二十一条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十二条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第二十二条の二第二項中「副本二通」を「写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第二十二条の四第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第二十二條の十第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七條第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。

第二十七條第二項中「副本」を「写し」に改める。

第二十八條中「第六十八條第六項」を「第六十八條第七項」に改める。

別記様式第五の二裏面中「第37條第6項」の上に「、第43條の3の24第6項」を加える。

別記様式第五の三裏面中「第43條の2第2項」の下に「、第43條の3の27第2項」を加える。

別記様式第六表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68條第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68條第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

-
- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
 - 5 (略)
 - 6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 8～11 (略)
 - 12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
-

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に

係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第十六条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第二号ロ(1)中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同号ロ(3)中「火災」の下に「及び爆発」を

加え、同号ロ(5)を同号ロ(6)とし、同号ロ(4)の次に同号ロ(5)として次を加える。

(5) 耐津波構造（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力

規制委員会規則第三十一号）第七条に規定する津波に対して廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

第二条第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同条第二項第七号中「火災等」を「火災、爆発等」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条第二項第七号中「火災等」を「火災、爆発等」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第四条第四項中「、副本二通」を削る。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第五条第三項中「、副本二通」を削る。

第八条第一号中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同条第三号中「建物、」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の二中「並びに」を「及び」に、「前条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から

第四号までに掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の四号を加える。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。）の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

第九条の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実

施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第十五条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十条の二中「第九条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号まで並びに第十二条第二号に掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の五号を加える。

- 一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
 - 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
 - 四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査
 - 五 廃棄物管理施設における火災を防止する能力その他の性能の確認検査
- 第二十条の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二

項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により廃棄物管理の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「合併の日」の下に「又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第二十三条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを

誓約する書面

第二十三条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十四条中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十六条第一項の表第二号イ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表第十一号を同表第十二号とし、同

表第十号を同表第十一号とし、同表第九号中「第三十三条の二に」を「第三十三条の三に」に改め、同号ロ及びハ中「第三十三条の二第二項第一号」を「第三十三条の三第二項第一号」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 第三十三条の二の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果</p>	<p>イ 第三十三条の二第一項各号に掲げる評価の結果</p>	<p>評価の都度</p>	<p>第七項に定める期間</p>
<p>ロ 第三十三条の二第二項第一号に掲げる評価の結果</p>	<p>評価の都度</p>	<p>第七項に定める期間</p>	
<p>ハ 第三十三条の二第二項第二号に掲げる計画</p>	<p>計画策定の都度</p>	<p>第七項に定める期間</p>	

第二十六条第七項中「並びに第十号」を「、第九号並びに第十一号」に改める。

第二十六条の三中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

第三十条第一項第一号中「第二十二条に」を「法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で」に、「ついて」を「ついての」に改める。

第三十三条の二第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号口中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(廃棄物管理施設の定期的な評価)

第三十三条の二 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。
- 二 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2 廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4 前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

第三十四条第一項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。

第三十四条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第三十五条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第三十五条の二第一項第四号中「第三十三条の二第一項の表第一号又は第二号」を「第三十三条の三第

一項の表第一号又は第二号」に改め、同項第十五号中「第三十三条の二第二項第二十三号」を「第三十三条の三第二項第二十三号」に改め、同条第二項中「副本二通」を「写し一通（廃棄物管理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第三十五条の三第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（廃棄物管理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第四十条第二項中「副本」を「写し」に改める。

第四十一条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式第一の二裏面中「第37条第6項」の下に「、第43条の3の24第6項」を加える。

別記様式第一の三裏面中「第43条の2第2項」の下に「、第43条の3の27第2項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。

)に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する

者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1

項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び

第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7号まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号）」を加え、同条第二項を削る。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改める。

第三条第一項中「火災の影響」を「火災又は爆発の影響」に、「安全」を「安全性」に、「火災の発生」を「火災及び爆発の発生」に改め、同条第二項中「安全」を「安全性」に改め、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設」を「安全機能を有する施設」に、「火災」を「火災又は爆発」に、「防火措置」を「防護措置」に改める。

第四条の見出しを「（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）」に改め、同条第一項中「これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないよう」を「次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤」に改め、同条第二項を削る。第四条の次に次の五条を加える。

（地震による損傷の防止）

第四条の二 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように

施設しなければならない。

2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3 安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第四条の三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く)。

によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講

じなければならぬ。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）

第四条の五 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならぬ。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条の六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第五条第一項及び第二項中「安全」を「安全性」に改める。

第六条第四号ハ中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する」を削り、「第十五条第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第七条の見出しを「(遮蔽)」に改め、同条中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所内の」を「事業所内における」に、「しゃへい能力」を「遮蔽能力」に、「しゃへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第十条中「又は特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する設備」を削り、同条に次の一項を加える。

2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。

二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。

三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。

第十一条第一号中「外側の」を削る。

第十二条を次のように改める。

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を

一の特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

第十四条第一項中「安全」を「安全性」に、「第十五条第二号」を「次条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「安全」を「安全性」に改める。

第十五条中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する」を削り、同条第一号中「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同条に次の一項を加える。

2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

第十六条の見出しを「(予備電源)」に改め、同条第一項中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又は

これと同等以上の機能を有する設備」を「監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(通信連絡設備等)

第十七条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十八条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第二号ロ(2)中「しゃへい」を「遮蔽」に改め、同号ロ(4)中「使用済燃料」を「使用済燃料等」に改め、同号ロ(7)を同号ロ(8)とし、同号ロ(6)の次に同号ロ(7)として次を加える。

(7) 耐津波構造(使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号)第十条に規定する津波に対して使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

第二条第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リを削り、トの次にチとして次を加える。

チ その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、主要な事項

第二条第二項第八号中「火災」の下に「、爆発」を加え、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条第二項第八号中「火災」の下に「、爆発」を加え、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管

理の方法等」という。)に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

第四条第二項中「次に掲げる事項について」を削り、「技術上の基準」を「設計及び工事の方法の技術上の基準」に、「その他」を「その他の」に改め、「適合していることを説明した書類」の下に、「並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類」を加え、同項各号を削る。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十三条の八第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第八条第一号中「しゃへい」を「遮蔽」に、「使用済燃料の除熱」を「使用済燃料等の除熱」に改め、同条第三号中「建物、」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の三見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「工場又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第九条の四第二号中「工場又は」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二十条の二中「第九条第一号から第四号まで及び第二十二条第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の四号を加える。

- 一 警報装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 使用済燃料貯蔵施設中人が常時立ち入る場所、使用済燃料貯蔵施設の使用中特に人が立ち入る場所
その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

第二十条の三見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「工場又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十四條見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同條第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同條第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により使用済燃料の貯蔵の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第三号中「前号の法人」を「前号に規定する法人」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「合併の日」の下に「又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第二十四条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第四十三条の六第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第二十四条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第二十七条第一項の表第二号リ(2)(ii)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表第三号ニからへまでの規定中「第四項」を「第五項」に改め、同表第九号イ中「第三十五条の二の第一項各号」を「第三十五条の二第一項各号」に、「評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間」を「第七項に定める期間」に改め、同号ロ中「第三十五条の二の第二項第一号」を「第三十五条の二第二項第一号」に、「評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間」を「第七項に定める期間」に改め、同号ハ中「第三十五条の二の第二項第二号」を「第三十五条の二第二項第二号」に、「計画の対象となる使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間」を「第七項に定める期間」に改め、同表第十二号中「工場又は事業所」を「事業所」に改め、同号イ(1)から(6)

まで、同号ロ(1)から(5)まで及び同号ハの規定中「工場又は」を削り、同条第七項中「第六号ハ」の下に「、第九号」を加える。

第二十八条中「保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たっては、」を「規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき」に改め、「保安活動」の下に「（第二十九条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）」を加える。

第二十八条の五第二号中「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料を貯蔵する者」に改める。

第三十二条第一項第一号中「令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設（次号に規定するものを除く。

）は、当該施設の性能が第二十二条に」を「使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で」に改め、「ついて」を「ついての」に改め、同項第二号中「、非常用電源装置」を削る。

第三十五条の二中「（法第四十三条の二十一第一項の規定による届出のあった使用済燃料貯蔵施設を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

第三十六条第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第十二号中「かぎ及び」を「鍵及び」に改め、同号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十八号イ中「さく」を「柵」に改め、同項第二十三号リ中「工場又は」を削り、同条第三項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第三十七条第一項第十九号及び同条第二項第十九号中「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料を貯蔵する者」に改める。

第四十一条第二項中「副本二通」を「写し一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第四十二条第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第四十三条の三第一項第二号中「工場又は」を削り、同条を第四十三条の三の二とし、第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に次の十三条を加える。

(特定容器等の種類)

第四十三条の二 法第四十三条の二十六の二第一項に規定する使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるものは、第二条第一項第二号ハの使用済燃料貯蔵設備本体のうち、金属製の乾式キャスクとする。

(型式証明の申請)

第四十三条の二の二 法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定容器等の種類
- 三 特定容器等の名称及び型式
- 四 特定容器等の構造及び設備
- 五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定容

器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定容器等の安全設計に関する説明書

二 特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第四十三条の二三 法第四十三条の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書
 - 二 変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書
 - 3 法第四十三条の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。
 - 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
- 第四十三条の二の四 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定容器等型式証明通知書等の交付)

第四十三条の二の五 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書
- 二 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合 特定容器等型式証明変更承認通知書

- 三 法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定容器等型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号

二 特定容器等の種類

三 特定容器等の名称及び型式

四 特定容器等を使用することができず使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三條の二十六の二第三項の変更が第四十三條の二の二第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三條の二の四の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請の範囲)

第四十三條の二の七 法第四十三條の二十六の三第一項の規定による型式設計特定容器等の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式

設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定容器等について行うものとする。

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定容器等の種類
- 四 型式設計特定容器等の名称及び型式
- 五 型式設計特定容器等の型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の設計の概要

- 七 申請に係る型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - イ 品質保証の実施に係る組織
 - ロ 品質保証活動の計画
 - ハ 品質保証活動の実施
 - ニ 品質保証活動の評価
 - ホ 品質保証活動の改善
- 八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
 - 二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書
 - 三 放射線の遮蔽に関する説明書
 - 四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書

- 五 使用済燃料等の除熱に関する説明書
- 六 火災及び爆発の防止に関する説明書
- 七 耐震性に関する説明書
- 八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書
- 九 当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書
- 十 第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。

）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
 - 二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書
 - 三 放射線の遮蔽に関する説明書
 - 四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
 - 五 使用済燃料等の除熱に関する説明書
 - 六 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 七 耐震性に関する説明書
 - 八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書
 - 九 当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書

十 第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容器等の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容器等については、取消しの効力は及ばないも

のとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第四十三条の二の十一 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定容器等指定通知書

二 第四十三条の二の九第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定容器等変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定容器等指定取消通知書

(品質保証の実施の記録の保存)

第四十三条の二の十二 指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等

が均一性を有するようになるために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならぬ。

(指定番号等の告示)

第四十三条の二の十三 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
- 二 特定容器等の種類
- 三 特定容器等の名称及び型式
- 四 型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件
- 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第四十三条の二の九第一項の変更が、第四十三条の二の八第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三条の二の十第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

第四十三条の四第一項第二号中「工場又は」を削る。

第四十三条の七第一項第二号中「工場又は」を削る。

第四十三条の九中「第四十三条の三」を「第四十三条の三の二」に改める。

第四十三条の十三第八号中「軽微なもの」を「入院治療を必要としないもの」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「第三十条第一項」の下に「第一号」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号口の次にハとして次を加える。

ハ 漏えいした使用済燃料等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

第四十三条の十三第六号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 使用済燃料が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシ

ーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれあるとき。

第四十三条の十三第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「(使用済燃料の貯蔵に及ぼす支障が軽微なものを除く。）」があつたとき」を「があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

四 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

第四十九条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式第三裏面中「試験のために必要な」と「試験のために必要な」と改め、「と、同条第7項中「前項第1号」とあるのは「第43条の20第6項において準用する前項第1号」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第43条の20第6項において準用する第6項」と改め、「第37条第6項」のトビ、「第43条の3の24第6項」を加える。

別記様式第三の二裏面中「第43条の2第2項」のトビ、「第43条の3の27第2項」を加える。

別記様式第四表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制

委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。

）に於てこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、

第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若

しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のい

いずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及

び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の一部改正)

第十九条 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令(平成十二年通商産業省令第

百十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「規則」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び」を「法、」に改め、「（平成十二年通商産業省令第百十二号）」の下に「及び使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準規則」という。）」を加え、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（適用範囲）

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設（金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限る。）について適用する。

第二条第一項中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第四条の見出し中「火災」を「火災等」に改め、同条第一項中「火災の影響」を「火災又は爆発の影響」に、「安全に著しい支障が生じる」を「基本的安全機能が損なわれる」に、「火災の発生」を「火災及

び爆発の発生」に改め、同条第二項中「安全」を「基本的安全機能」に改め、「著しい」を削り、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設」を「安全機能を有する施設」に改め、「火災」の下に「又は爆発」を加え、「防火措置」を「防護措置」に改める。

第五条を次のように改める。

(使用済燃料貯蔵施設の地盤)

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第五条の次に次の四条を加える。

(地震による損傷の防止)

第五条の二 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損な

われるおそれがないように施設しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条の三 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五条の四 使用済燃料貯蔵施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除

く。)により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないうよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止)

第五条の五 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

第六条第一項及び第二項中「安全を確保する上で重要なもの」を「基本的安全機能を確保する上で必要なもの」に改める。

第七条中「使用済燃料」を「使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)」に、「安全」を「適切」に改める。

第八条中「使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)」を「

使用済燃料等」に改め、同条第一号中「使用済燃料を封入する容器」を「金属キャスク」に改め、同条第三号ハ中「使用済燃料貯蔵施設を設置する」を削り、「第十五条第二号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第九条の見出しを「(遮蔽)」に改め、同条中「使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内の」を「事業所内における」に、「防止する必要がある場合」を「防止する必要がある場所」に、「しゃへい能力」を「遮蔽能力」に、「しゃへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイライン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第十一条を次のように改める。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように

施設しなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

第十二条中「容器の搬送及び受入れのために」を「金属キャスクの搬送及び受入れのために」に改め、同条第一号中「容器の搬送」を「金属キャスクの搬送」に、「容器を安全」を「当該金属キャスクを安全」に改め、同条第二号中「容器の搬送」を「金属キャスクの搬送」に、「その容器」を「当該金属キャスク」に改める。

第十三条第一項第一号及び第二号中「容器」を「金属キャスク」に改め、同条第二項中「安全」を「基本的安全機能」に改め、「著しく」を削り、「第十五条第二号」を「第十五条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第十四条第一号中「外側の」を削る。

第十五条中「使用済燃料貯蔵施設を設置する」を削り、同条第一号中「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に改め、「における」の下に「原子力規制委員会の定める」を加え、同条第四号及び第五号中「

外部放射線に係る」の下に「原子力規制委員会の定める」を加え、同条に次の一項を加える。

2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

第十六条を次のように改める。

(予備電源)

第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

(通信連絡設備等)

第十六条の二 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の一部改正)

第二十条 使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「規則」に改める。

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第二十一条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第二号中「(以下「核燃料物質等」という。)」を削る。

第三条第一項第二号ロ(2)中「平成二十五年原子力規制委員会規則第〇〇〇号」を「平成二十五年原子力規制委員会規則第九号」に改め、同号ハ(2)(i)中「燃料材」の下に「(熱を発生するために成形された核燃料物質をいう。以下同じ。)」を加え、同号ハ(2)(ii)中「被覆材」を「燃料被覆材(核分裂生成物の飛散を

防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。以下同じ。）」に改め、同号ハ(2)(iii)中「燃料要素」の下に「(燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であつて、構造上独立の最小単位であるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第七号中「体制整備」を「体制の整備」に改め、同号イ中「過渡変化」の下に「(研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「設計基準事故」の下に「(研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。)

　　) 又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。) 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第三条第二項中「昭和三十二年政令第三百二十四号。」を削り、同項第十号中「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の」を「発電用原子炉施設において」に改める。

第五条第一項第一号中「第四十三条の三の五第二項第九号の」の下に「発電用原子炉施設における」を加え、「区分によって」を「事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を」に改め、同項第二号中「第二十条の三第二号から第五号まで、第九号及び第十号」を「第二十条の三第五号」に改め、同条第二項第九号中「における放射線」を「の放射線」に改め、同項第十号中「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の」を「発電用原子炉施設において」に改める。

第六条中「変更は」の下に「、次に掲げる変更であつて」を加え、「であつて、次に掲げるもの」を削り、同条第一号中「発電用原子炉施設が」を削り、「事業所内に」の下に「存する」を加え、「存する場合」を「の発電用原子炉施設」に、「使用済燃料貯蔵当該設備」を「使用済燃料貯蔵設備」に、「（当該設備」を「（当該使用済燃料貯蔵設備」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同項第二号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの

第八条の見出し中「要しない工事」を「要しない工事等」に改め、同条第一項中「発電用原子炉施設の設置又は変更の」を削り、同項第二号中「（以下「制限工事」という。）」（前号に掲げるものを除く。）を「（前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。）」に改め、同条第二項中「急傾斜地崩壊危険区域内」を「若しくは急傾斜地崩壊危険区域内」に改める。

第九条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「発電用原子炉施設の」の下に「属する別表第二の上欄に掲げる」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同条第三項中「認可又は変更の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか」を「申請書には」に改め、「当該」の下に「申請に係る」を加え、「添えてその申請を」を「添付」に改め、同条第四項中「その理由を付し」を削り、「第一項各号の書類のほか、」を「申請書に」に改め、「概要」の下に「及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由」を加え、「添えてその申請を」を「添付」に改める。

第十二条第一項第二号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「届出に係る」の上に「前項第二号の工事計画には、」を

加え、「発電用原子炉施設の」の下に「属する別表第二の上欄に掲げる」を加え、「前項第二号の工事計画には別表第二」を「同表」に改め、同条第三項中「届出をする場合は、第一項各号の書類のほか」を「届出書には」に改め、「当該」の下に「届出に係る」を加え、「添えてその届出を」を「添付」に改め、同条第四項中「、その理由を付し」を削り、「第一項各号の書類のほか、」を「届出書に」に改め、「概要」の下に「及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由」を加え、「添えてその届出を」を「添付」に改める。

第十五条第二項中「発電用原子炉の変更」を「発電用原子炉施設の変更」に改める。

第十八条第一項第二号イ中「記載事項のうち」を「原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の」に改め、同号ロ中「（原子炉）」を「（発電用原子炉）」に、「及びこれ以外の設備であつて、重大な事故時に改め、」を「（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十号に規定する工学的安全施設をいう。以下同じ。）その他重大事故等発生時に改め、「計測制御系統施設」の下に「に属する設備」を加え、「」及び「を「（」に、「記載事項のうち」を「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の」に改め、同号ハ中「記載事項のうち」を「原子炉格納施設の」に改め、同号ニ中「又は補助

ボイラー」を「及び補助ボイラー」に改め、同項第四号イ(1)中「、及び」を「及び」に、「記載事項のうち」を「原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の」に改め、同号イ(2)中「記載事項のうち」を「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の」に改め、同号イ(3)中「記載事項のうち」を「原子炉格納施設の」に改め、同号イ(4)中「海水系設備」を「原子炉補機冷却海水設備」に改め、同号イ(5)中「又は補助ボイラー」を「及び補助ボイラー」に改める。

第二十二条第一項第二号中「使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更」を「申請」に改め、同項第三号中「使用しようとする」を「申請に係る」に改め、同項第四号中「工事の計画の」を削り、同条第二項中「次に掲げる」の下に「事項を説明する」を加え、「添えて提出」を「添付」に改める。

第二十三条第一項第三号中「燃料体の設計の」を削り、同項第四号中「個数」を「数」に、「係る場合」を「あつて」に改め、同条第二項中「添えて提出」を「添付」に改める。

第二十四条の表第二号中「三の項の下欄第三号の」を「この表の第三号下欄第三号に掲げる」に改め、同表第三号中「二の項の下欄第六号の」を「この表の第二号下欄第六号に掲げる」に改める。

第三十三条第二項中「当該検査」を「当該溶接事業者検査」に改める。

第三十四条第二号イ中「同規則」を「同令」に改める。

第四十一条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十二条第二項第五号中「前三号」を「前二号」に改める。

第四十三条第一項第二号中「蒸気タービン及び」及び「その他」を削り、同項第三号中「蒸気タービン及び」を削り、同条第二項第一号中「あつて」を「あつて」に改める。

第四十四条第一項中「又は」の下に「発電用原子炉の」を加える。

第四十六条第三項中「機構が行う検査」を「原子力規制委員会が機構に行わせる検査」に改める。

第四十七条第一項中「第四十三条第一項各号に掲げる事項又は第四十一条第二項」を「第四十三条第一項又は第二項各号」に改める。

第四十九条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第五十条第一号中「補助ボイラー及び非常用発電設備」を「非常用発電設備及び補助ボイラー」に改める。

第五十六条第一項第三号中「関する」を「係る」に改める。

第五十九条第二項中「第四十三条の八第一項」を「第四十三条の三の八第一項」に改める。

第六十一条中「受けた後」を「受けた日から」に改める。

第六十二条第一項の表第一号イ中「法第四十三条の三の十一第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第四十三条の三の十五第一項の規定による」を削り、同号ハ中「及び」を「又は」に、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同号ホ中「改訂」を「改定」に改め、同表第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第三号中「法第四十三条の三の三十二第二項」を「イからトまでに掲げる事項については法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同号チ(2)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表中第十二号を第十三号とし、第十一号を削り、第十号を第十二号とし、同表第九号中「第七十二条第一項の規定による発電用原子炉施設の定期的な」を「法第四十三条の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための」に改め、同号を同表第十一号とし、同表中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次のように加える。

<p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>法第四十三条の三の三十三 第二項の認可を受けた廃止 措置計画に記載された工事 の各工程の終了の都度</p>	<p>第七項に定める 期間</p>
---	--	-----------------------

第六十二条第一項の表中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同表第四号イ中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同条第五項及び第六項中「第四号ニ」を「第五号ニ」に改め、同条第七項中「第四号チ及びリ、第五号、第九号」を「第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第六十三条第一項中「電磁的方法」を「電磁的方法」に改める。

第六十四条第二項を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十三条中「次」を「それぞれ次」に、「採らなければ」を「講じなければ」に改める。

第七十四条第一項中「採らなければ」を「講じなければ」に改める。

第七十五条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、

同条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第七十六条第一項第一号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同項第四号口中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第七十七条第一項第二号中「（以下「長期保守管理方針」という。）」を削り、同条第二項中「当該原子炉施設」を「当該発電用原子炉施設」に改め、同項第一号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第四項中「長期保守管理方針」を「保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）」に改め、同条第五項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第

四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第七十八條中「（以下「火災発生時」という。）」を削り、「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同條第四号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第七十九條第三号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第八十一條第五号ニ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液位」の下に「とする。」を加え、「損傷」を「著しい損傷」に改める。

第八十二條中「採らなければ」を「講じなければ」に、「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同條第一号中「者に」の下に「運転を」を加え、同條第二号中「行わない」を「行わせない」に改める。

第八十三條第一項中「核燃料物質等又は」を「核燃料物質又は」に改め、同項第三号口中「生ずる」を「生じる」に改め、同條第四項中「発電用原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し」を「第一項の規定は」に、「講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる」を「講じて工場又は事業所において行われる運搬に

については、適用しない」に改める。

第八十四条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第二項中「第四十三条の二十二第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同項第四号中「第三号の二」を「第四号」に改める。

第八十五条の見出し中「事業所内」を「事業所」に改める。

第八十六条第二項中「掲げるもの」を「掲げるとおり」に改め、同項第二十二号イ中「施設等」を「施設その他」に改める。

第八十七条第一項第三号中「、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価」を「並びに作業手順書等の保安規定上の位置付け」に改め、同項第二十四号中「の各号」を「各号」に改め、同項第二十五号中「、経年劣化」を「並びに経年劣化」に改め、同条第二項中「第七十七条の二第一項若しくは第二項」を「第七十七条第一項、第二項若しくは第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改め、同条第三項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第十七号中「（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）の保

全のための活動を行う体制の整備に関すること」を「の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）」に改める。

第八十八条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。
第八十九条第一項第六号中「体制整備」を「体制の整備」に改め、「掲げる」の下に「事故の」を加え、「ハに」を「ハマでに」に改め、同条第二項第九号中「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の」を「発電用原子炉施設において」に改める。

第九十条第二項第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第九十一条第一項中「核物質防護規定の」の下に「認可を受けようとする」を加え、同条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十三条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十四条中「もの」を「とおり」に改め、同条第一号中「にある」の下に「者である」を加え、同条

第二号中「有する」の下に「者である」を加え、同条第三号中「認めた」の下に「者である」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(安全性の向上のための評価の実施)

第九十四条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に

定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第九十四条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評価を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九十四条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第九十五条中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同条第一号中「うち」を「うち、」に改め、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二号から第六号までの規定中「うち」を「うち、」に改める。

第九十六条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第九十七条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改める。

第九十九条第一号中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改め、同条第三号中

「第四十三条の三の二十九第五項」を「第四十三条の三の三十第五項」に改める。

第百条第二項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改める。

第百一条中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第百二条第一項第七号を次のように改める。

七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 品質保証活動の計画

ハ 品質保証活動の実施

ニ 品質保証活動の評価

ホ 品質保証活動の改善

第百二条第二項中「型式設計特定機器」の下に「の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器」を加え、「別表第三」を「同表」に改め、同条第三項中「申請をする場合は、第一項各号の書類のほか」を「申請書には」に改め、「当該」の下に「申請に係る」を、「上欄に掲げる」の下に「型式設計特定

機器の」を加え、「同表下欄」を「同表の下欄」に、「並びに当該申請に係る」を「及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る」に改める。

第百三条第二項中「申請をする場合」を「申請書」に改め、「当該」の下に「申請に係る」を、「上欄に掲げる」の下に「型式設計特定機器の」を加え、「同表下欄」を「同表の下欄」に、「並びに当該申請に係る」を「及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る」に改める。

第百四条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「申請書」を「届出書」に改める。

第百五条第一号中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の三十第五項」を「第四十三条の三の三十一第五項」に改める。

第百八条第一項中「第四十三条の三の三十一第四項」を「第四十三条の三の三十二第四項」に改める。

第百九条中「第四十三条の三の三十一第五項」を「第四十三条の三の三十二第五項」に改める。

第百十条中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に改める。

第百十一条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第百十二条第一項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第百十三条第一項中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改め、同条第二項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に、「前項」を「前項」に改める。

第百十四條、第百十五條第一項及び第百十六條中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改める。

第百十七條及び第百十八條中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に改める。

第百十九條中「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に、「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に改める。

第百二十條第一項中「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改め、同条第二項中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に、「前項」を「前項」に改める。

第百二十一條第一項中「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に、「

に規定する」を「の」に改め、「法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた」を削る。

第二百二十九条中「第六十二条の三第一項」を「第六十二条の三」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第二号イ中「法第四十三条の三の十五第一項に規定する」を削り、同条第十三号中「燃料」を「燃料体」に改める。

第三百十条中「採らなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百十一条第一項中「、様式第二」を「様式第二」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、「及び副本各」を削る。

第三百十二条の見出し中「届出書類」を「届出書等」に改め、同条中「若しくは第三項」を削る。

別表第一の二の(二)の2の下欄の1中「、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつてはプール水冷却浄化系設備）（ポンプを除く。）」を削り、同表の二の(二)の4の中欄の4中「計測制御系統施設の」を「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）の」に改め、同表の二の(二)の4の下欄の4の(2)中「非常用の」の下に「機器への供給ライ

ンに係る」を加え、同表の二の(二)の6の中欄の2の(1)及び下欄の4中「中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、」を削り、同表の二の(二)の8の(1)の下欄の2中「空気だめに限る」を「空気だめ又は圧縮機に限る」に改め、同表の二の(二)の8の(2)の下欄の2中「であつて、次に掲げるもの(中欄に掲げるものを除く。)」を「(中欄に掲げるものを除く。)」であつて、次に掲げるもの」に、

(3) 電圧十七万ボルト 以上であつて、容量 十万キロボルトアン ペア以上の変圧器の 取替え	を	3 電圧十七万ボルト以 上であつて、容量十万 キロボルトアンペア以 上の変圧器の取替え	に改め、同表の二の(二)の8の(2)の下欄の
--	---	--	------------------------

5中「改造のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断器にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの(中欄に掲げるものを除く。)」を「改造(中欄に掲げるものを除く。)」のうち

、二十パーセント（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセント）以上の遮断電流の変更を伴うもの」に改め、同表の二の（二）の 8 の（5）の中欄の改造であつて、次に掲げるものの（2）及び下欄中「及び」を「又は」に改め、同表の二の（二）の 8 の（6）の中欄の改造であつて、次に掲げるものの（2）中「」に係る」を「」の」に改める。

別表第二中

	<p>1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること。）</p> <p>2 発電用原子炉施設</p>
--	---

を

<p>各発電用原子炉施設に共通</p>	<p>1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること。）</p> <p>2 発電用原子炉施設</p>
---------------------	---

の出力及び周波数（
発電用原子炉別に記
載すること。）

の出力及び周波数（
発電用原子炉別に記
載すること。）

に、

人が常時勤務し、又は頻繁に
出入する敷地内の場所におけ
る線量に関する説明書

を

人が常時勤務し、又は頻繁に
出入する工場又は事業所内の
場所における線量に関する説
明書

に、

ナトリウム漏えいによる物理
的又は化学的影響を抑制する

ナトリウム漏えいによる物理

措置に関する説明書

建物内に敷設するライニング設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

を

的又は化学的影響を抑制する措置に関する説明書、建物内に敷設するライニング設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面

に改める。

別表第二の1中

1 原子炉本体

を

原子炉本体

に、

原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書

を

原子炉容器の脆性破壊防止に
 関する説明書
 設計及び工事に係る品質管理
 の方法等に関する説明書

に改める。

別表第二の2中

2 核燃料物 質の取扱施 設及び貯蔵 施設	を	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設
-----------------------------------	---	--------------------------

に改め、同表の2の中欄の設備別記載事

項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の1の(2)のイ中「及び個数」を「

個数及び取付位置」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に
関係あるものに限る。）の1の(2)の口中「材料及び個数」を「材料、個数及び取付箇所」に、「出力及び
個数」を「出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の
設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）の1の(2)のハ中「及び
個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備
別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）の1の(2)のニ中「出力及び
個数」を「出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の
設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）の1の(2)のホ中「及び
個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備
別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）の1の(2)のヘ中「取付箇所
」の下に「（常設及び可搬の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の
申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）の1の(2)のト中「材料」の下に「（常設及び可
搬の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載

事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(2)のイ中「及び個数」を「個数及び取付位置」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(2)のロ中「材料」の下に「個数及び取付箇所」を加え、「及び個数」を「個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(2)のハ中「及び個数」を「個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係るものに限る。）の5の(2)のニ中「主要寸法」の下に「個数及び取付箇所」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(2)のヘ中「材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を「及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(3)のイ中「及び個数」を「個数及び取付位置」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(3)のロ中「及び個数並びに」を「

個数及び取付箇所並びに」に、「出力及び個数」を「出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(3)のハ及びニ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(3)のホ中「取付箇所」の下に「（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(3)のヘ中「材料」の下に「（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を明記すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(4)のイ及びロ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(4)のハ中「取付箇所」の下に「（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(4)のニ中「材料」の下に「（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付

記すること。」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(5)中「放射線管理設備」を「放射線管理施設」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の5の(5)のイ及びロ中「及び個数」を「個数及び取付箇所」に改め、同表の2の下欄中

燃料貯蔵用容器、使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬容器及び炉外燃料貯蔵設備の冷却能力に関する説明書	を	使用済燃料貯蔵用容器、使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬容器及び炉外燃料貯蔵設備の冷却能力に関する説明書	に改める。
--	---	---	-------

別表第二の3中
 3 原子炉冷
 を
 原子炉冷却系
 に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（

却系統施設

統施設

認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の4の(2)中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の4の(3)中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の4の(4)中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の8の(2)中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。の原子炉冷却系統施設に係るもの）

の（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の 8 の(3)中「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を「及び個数」に改め、同表の 3 の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の 9 の(1)中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の 3 の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の 9 の(2)中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の 3 の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の 10 の(1)中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の 3 の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の 15 中「放射線管理設備」を「放射線管理施設」に改め、同表の 3 の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては

、次の事項の17の(1)中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の17の(2)中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の18の(2)中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の18の(4)中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の19中「原子炉冷却系統設備」を「原子炉冷却系統施設」に改め、同表の3の中

欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の1の(1)中「及び個数」を「個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の1の(2)中「出力及び個数」を「出力、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の2中「海水系設備」を「原子炉補機冷却海水設備」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の3を削り、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項の2の(4)のイ中「材料及び取付箇所」を「及び材料」に改める。

別表第二の4中

4 計測制御
系統施設

を

計測制御系統
施設

に、

発電用原子炉の運転を管理す
るための制御装置に係るもの
にあつては、次の事項

を

重水減速沸騰軽水冷却型発電用
原子炉の運転を管理するための
制御装置に係るもの（発電用原
子炉の運転を管理するための制
御装置に係るものを除く。）に
あつては、次の事項

に改め、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出

に係る工事の内容に係るものに限る。)のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項の1の(1)中「原子炉の反応度の制御方式並びに安全保護系及びそれ以外の重大な事故時に係る原子炉を安全停止するための回路(以下「安全保護系等」という。)」を「発電用原子炉の反応度の制御方式並びに安全保護系その他重大事故発生時に原子炉を安全に停止するための回路(以下「安全保護系等」という。)」に改め、同表の4の中欄の設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項の4の中欄の設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項の8中「意作動」を「作動」に

改め、同表の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
（中ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の8の次に次のように加える。

9 制御用空気設備に係る次の事項
(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(2) 容器の名称、種類、容量

、最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料、個
数及び取付箇所（常設及び
可搬型の別に記載するこ
と。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹
出圧力、吹出量、主要寸法
、材料、個数及び取付箇所
（常設及び可搬型の別に記
載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最
高使用圧力、最高使用温度
、主要寸法、材料、駆動方

		<p>法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>	
--	--	--	--

別表第二の4の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）

「
 発電用原子炉の運転を管理す
 」

「
 発電用原子炉の運転を管理する
 」

中
るための制御装置に係るものに

あつては、次の事項

を
ための制御装置に係るものにあ

つては、次の事項

に改める。

別表第二の5中

5
放射性廃
棄物の廃棄

を

放射性廃棄物
の廃棄施設

に改める。

施設

別表第二の6中

6
放射線管

を

放射線管理施
設

に改め、同表の6の中欄の設備別記載事

理施設

項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）の2中「並びに原子炉格納施設換気空調設備及び窒素雰囲気調節設備として設置するもの」を削り、同表の6の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の2中「及び外部遮蔽並びに中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所」を「外部遮蔽」に改める。

別表第二の7中			
	7	原子炉格納施設	
		を	
		原子炉格納施設	
			に改め、同表の7の中欄の設備別記載事

項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）のナトリウム冷却型発電用原子炉施設

設に係るものにあつては、次の事項の3中

- (2) 放射性物質及び可燃性
ガス濃度制御設備並びに
格納容器再循環設備に係
る次の事項

を

- (2) 原子炉格納施設換気空

調設備及び窒素雰囲気調

節設備に係る次の事項

に改める。

8
その他発

その他発電用

別表第二の 8 中

電用原子炉の
附属施設

を
原子炉の附属
施設

に改め、同表の 8 の上欄(1)中

附属施設

施設

(1) 非常用
電源設備

を

1 非常用電
源設備

に改め、同表の 8 の(1)の中欄の設備別記載事項(認可の申

電源設備

源設備

請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)の 2 の(2)のイ中「並びに取付箇所並びに」を「及

び取付箇所並びに」に改め、同表の 8 の上欄(2)中

(2) 常用電
源設備

を

2 常用電源
設備

に改め、

源設備

設備

同表の 8 の上欄 (3) 中

(3) 補助ボ
イラー

を

3 補助ボイ
ラー

に改め、同表の 8 の上欄 (4) 中

(4) 火災防
護設備

を

4 火災防
護設備

に改め、同表の 8 の上欄 (5) 中

(5) 浸水防
護施設

を

5 浸水防
護施設

に改め、同表の 8 の上欄 (6) 中

(6) 補機駆
動用燃料
設備 (非
常用電源
設備及び

を

6 補機駆動
用燃料設備
(非常用電
源設備及び
補助ボイラ

に改め

<p>(8) 敷地内 土木構造 物</p>	<p>、同表の 8 の上欄 (7) 中</p>	
<p>を</p>		
<p>8 敷地内土 木構造物</p>	<p>(7) 非常用 取水設備</p>	
<p>に改め、</p>	<p>を</p>	
<p>同表の 8 の上欄 (9) 中</p>	<p>7 非常用取 水設備</p>	<p>補助ボイ ラーに係 るものを 除く。)</p>
<p>(9) 緊急時 対策所</p>	<p>に改め、同表の 8 の上欄 (8) 中</p>	<p>に係るも のを除く。</p>
<p>を</p>		

9 緊急時対 策所	に改める。
-----------------	-------

別表第三を次のとおり改める。

別表三（第二百二条、第二百三条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）
-------------	--	--

再結合装置

- 1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- 2 再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格

型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書

耐震性に関する説明書

強度に関する説明書

構造図

容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書

水素濃度低減性能に関する説明書

再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書

第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

申請に係る型式設計特定機器の特定機器

		<p>型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
<p>圧力逃がし装置</p>	<p>1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書</p>

<p>4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
<p>7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適</p>	

	<p>ガスタービンを 原動力とする発 電設備</p>
<p>用基準及び適用規格</p>	<p>1 ガスタービンに係る次の事項</p> <p>(1) ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(3) 調速装置及び非常調速装置の種類</p> <p>(4) ガスタービンに附属する熱交換器</p>
	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚</p>

<p>の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書</p>
<p>(5) ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項 イ 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

ロ 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 空気冷却器に係る次の事項

イ 種類、入口及び出口の温度並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料

(7) ガスタービンに附属する管に係る

次の事項

イ 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及

び可搬型の別に記載すること。)

2 発電機に係る次の事項

- (1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- (2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- (3) 保護継電装置の名称及び種類

- (4) 原動機との連結方法

3 冷却設備に係る次の事項

-
-
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-

-
-
- (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 - (6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可
-

規格	<p>搬型の別に記載すること。)</p> <p>(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>4 ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用</p>

内燃機関を原動力とする発電設備	
<p>1 内燃機関に係る次の事項</p> <p>(1) 機関の名称、種類、出力及び回転速度、燃料の種類、使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類</p> <p>(3) 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項</p>	
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力</p>	

<p>イ 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ハ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>の設定根拠に関する説明書</p> <p>安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
--	---

(5) 燃料デイトンク又はサービスタンの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 発電機に係る次の事項

(1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載す

ること。)

(3) 保護継電装置の名称及び種類

(4) 原動機との連結方法

3 冷却設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高

-
-
- 使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最
-

高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

	無停電電源装置
4 内燃機関を原動機とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	<p>1 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	

	電力貯蔵装置
	<p>1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者に</p>

		<p>あつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器 型式証明通知書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し</p>
--	--	--

第七條五（表四）中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」に於て、同條五（表四）中「立入検査のほか」のトコロ、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項」や同條「及び第43条の3の30第1項」や「第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項

、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項」

「
4～5 (略)

」

「
4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

」 「8～12」

5 (略)

「11」

(核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正)

第二十二條 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「省令」を「規則」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則の一部改正）

第二十三條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則（平成十五年経済産業省令第一百十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第10項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第11項」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則の一部改正）

第二十四条 試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則

(平成十五年文部科学省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第四表面中「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第10項」を「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第11項」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正)

第二十五条 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年

文部科学省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二中「省令」を「規則」に改める。

別表中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第二十六条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平

成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削る。

第二条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第三条第一項第二号ロ(1)中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同条第二項中「昭和三十二年政令第三百二十四号。」を削り、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第四条第三項中「、副本二通」を削る。

第九条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第十五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

第十五条第二項中「次の各号に掲げる事項について」を削り、「その他」を「その他の」に改め、「適合していることを説明した書類」の下に「並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類」を加え、同項各号を削り、同条第四項中「、副本二通」を削る。

第十六条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類につい

ては、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第十六条第三項中「、副本二通」を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十一条中「並びに」を「及び」に、「前条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号までに掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の四号を加える。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。）の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放

射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

第二十二条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第二十九条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第三十六条中「第二十条第一号（警報装置に係るものを除く。）及び第二号から第四号まで並びに第四十条第二号に掲げる性能の技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の五号を加える。

- 一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
 - 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
 - 四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査
 - 五 廃棄物埋設施設における火災を防止する能力その他の性能の確認検査
- 第三十七条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第一種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により第一種廃棄

物理設の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「合併後」の下に「又は分割後」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第四十一条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第一種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを

誓約する書面

第四十一条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第四十二条中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第五十七条第一項第一号中「第四十条に」を「法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で」に、「ついて」を「ついての」に改める。

第六十二条第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号口中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等

」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第六十三条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第六十五条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第六十六条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第六十七条第二項中「副本二通」を「写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第六十九条第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十一条第二項中「副本」を「写し」に改める。

第九十二条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

様式第三裏面中「~~第37条~~第6項」の下に「、~~第43条~~の3の24第6項」を加える。

様子は録画装置に「第43条の2第2項」のヒート、第43条の3の27第2項」を記録する。
様子は録画装置に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項」や「核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項」の並び、同様の裏面を次のように定める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制
委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項
各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項
各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8
項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。
)に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必
要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業

者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の

3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物

質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除

く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正)

第二十七条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成

二十四年文部科学省・経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「第二条の五第十二号」を「第二条の五第二十八号イ」に、「第八十三条第四号」を「第八十五条第四号」に改め、同項第八号中「第二条の五第十二号」を「第二条の五第二十八号イ」に、「第八十三条第七号」を「第八十五条第七号」に改め、同項第九号中「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)第二十四条の二第一項」を「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)第三十八条第

一項」に、「第四十一条及び第五十一条」を「第四十一条、第四十一条の八及び第五十一条」に、「及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百十号）第二十六条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）」を「及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項」に改める。

第六条第一項の表中「第一条の二第四号」を「第一条の二第二項第四号」に、「第一条第二号」を「第一条第二項第二号」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第二十八条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第一号ハ、第二号及び第三号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同表第三号チ(2)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表第五号イ及びロ

並びに第九号イ中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同表第十一号を削り、同表第十二号を同表第十一号とし、同号の次に次のように加える。

十二	法第四十三條の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度	第六項に定める期間
----	--	-------	-----------

第三條第六項中「第十一号」を「第十二号」に、「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改める。

第五條第二項を削る。

第十一條第一項及び第二項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第十二條第一項第一号及び第二号中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同項第二号中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改め、同項第四号口中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め

る。

第十三条第二項第一号中「第四十三の三の三十一第二項」を「第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同条第五項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第十三條の四中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第十四條中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第十五條第一項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第三十五條第一項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第四十條第一項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

(研究開發段階發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正)

第二十九條 研究開發段階發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「運転時」を「通常運転時」に改め、同項第十一号中「除く。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第十七号中「に基づく」を「を有する」に改め、同項第三十二号中「であつて、蒸気

タービンを駆動させることを主たる目的とする流体」を削り、同項第三十七号中「圧力障壁」を「、圧力障壁」に改め、同項第四十五号中「形成するもので」の下に「あり、かつ、」を加える。

第三条第二項中「おそれのない」を「おそれがない」に改める。

第四条第二項中「設計基準対処施設」を「設計基準対象施設」に改め、同条第三項中「おそれのない」を「おそれがない」に改める。

第五条中「おそれのない」を「おそれがない」に改める。

第六条第二項中「生じる」を「生ずる」に改める。

第九条第一項中「発電用原子炉施設内に」の下に「おける」を加える。

第十一条第三号中「事故」を「設計基準事故」に改める。

第十二条第五項中「及び」を「又は」に改める。

第十四条の見出しを「（全交流動力電源喪失対策設備）」に改める。

第十五条第三項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加え、同条中第四項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 発電用原子炉施設（ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設を除く。）の燃料体及び炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならぬ。

5 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統及び二次冷却系統（二次冷却材が循環する回路をいう。）に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材、二次冷却材又は三次冷却材により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならぬ。

第十六条第二項第二号中「前項」を「前号」に改め、同号ハ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする」を加え、同条第三項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液位」の下に「とする」を、「液体の温度」の下に「とする」を加える。

第十七条第一項第一号中「生じる」を「生ずる」に改め、同条第三項中「のバウンダリ」の下に「を構成する機器」を加える。

第二十一条第二項中「一次冷却材等」を「一次冷却材又は二次冷却材」に改める。

第二十二条第一号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「原子炉容器」の下に「とする。」を加える。

第二十三条第一号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を加える。

第二十四条第一号から第四号までの規定中「であること」を「とすること」に改める。

第二十五条第二項第一号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加え、「系統」を「系統とする。」に改め、同項第二号及び第四号中「、ナトリウム冷却型高速炉を除き」を削り、同条第三項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を、「原子炉容器」の下に「とする。」を加える。

第二十七条中「限る。以下同じ」を「限る。以下この条において同じ」に改め、同条第二号中「工場等

の外」を「工場等外」に改める。

第二十八条第一号及び第二号中「であること」を「とすること」に改める。

第二十九条の見出し中「敷地周辺」を「工場等周辺」に改める。

第三十二条第三項中「並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「原子炉格納容器隔離弁」を「隔離弁」に改め、同条第五項第三号中「原子炉格納容器の外側」を「原子炉格納容器の外側」に改める。

第三十三条第五項中「設計基準対処施設」を「設計基準対象施設」に改める。

第三十七条の見出しを「(重大事故等の拡大の防止等)」に改め、同条第二項中「工場等の外」を「工場等外」に改める。

第三十九条第一項第四号中「その重大事故等」を「重大事故等」に改める。

第四十二条第二号中「原子炉格納容器破損」を「原子炉格納容器の破損」に改める。

第四十三条第一項第二号中「、確実に」を「確実に」に改め、同条第三項中「可搬型重大事故等対処設備は」を「可搬型重大事故等対処設備に関しては」に改める。

第四十四条中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする」。

」を加える。

第四十六条中「格納容器破損」を「原子炉格納容器の破損」に改める。

第四十七条中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする」を加え、「格納容器破損」を「原子炉格納容器の破損」に改める。

第四十八条中「生じる」を「生ずる」に改める。

第四十九条の見出し中「原子炉格納容器」を「原子炉格納容器内」に改め、同条第二項中「原子炉格納容器内圧力」を「原子炉格納容器内の圧力」に改める。

第五十条中「原子炉格納容器内圧力」を「原子炉格納容器内の圧力」に改める。

第五十一条中「及び」を削る。

第五十二条の見出し中「原子炉格納容器の損傷」を「水素爆発による原子炉格納容器の破損」に改め、同条中「損傷を」を「破損を」に改める。

第五十四条第一項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする」を加え、「使用済燃料貯蔵槽内」を「使用済燃料貯蔵槽」に改め、「液位」の下に「とする」を加え、同

条第二項中「水が」を「水の」に、「損傷」を「著しい損傷」に改める。

第五十五条中「工場等の外」を「工場等外」に改める。

第五十六条の見出し中「原子炉停止系統失敗時」を「緊急停止系統失敗時」に改め、同条中「原子炉停止系統が機能しない」を「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した」に改める。

第六十二条第一項中「、当該」を「当該」に改める。

第六十三条中「場合において」の下に「当該」を加える。

(研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正)

第三十条 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制

委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十八条」に、「第七十八条―第八十一条」を「第七十九条―第八十二条」に改める。

第二条第一項中「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削る。

第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十二條第一項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係る

もの」を加える。

第二十五条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第四号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「貯蔵槽」の下に「とする」を加え、同号イ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする。」を加え、同号ロ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「及び遮蔽」の下に「とする。」を加える。

第二十八条中「第三十二条第一項第四号」を「第三十二条第一項第三号」に改める。

第二十九条中「第四十七条」を「第四十六条」に改める。

第三十三条第一項第五号中「原子炉压力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内」を「原子炉压力容器内」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「第一項第十二号から第十四号まで」を「第一項第十一号から第十三号まで」に、「第一項第十二号及び」を「第一項第十一号及び」に改め、同条第五項中「第一項第一号及び第三号から第十五号まで」を「第一項第一号及び第三号から第十四号まで」に改める。

第三十五条第二項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「独立した系統」の下に「

とする。」を加え、同条第四項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を、「原子炉容器内部構造物」の下に「とする。」を加える。

第三十六条第四号及び第三十七条第二項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加える。

第三十八条第一項中「第四十二条及び次条」を「次条及び第四十二条」に改め、同項第五号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を加える。

第四十六条第一項中「若しくは器具」を「又は器具」に、「第三十三条第一項第九号若しくは」を「第三十三条第一項第八号又は」に、「同条第一項第十二号及び第十三号」を「同条第一項第十一号及び第十二号」に、「若しくは貯蔵する」を「又は貯蔵する」に改め、同条第二項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「温度」の下に「とする」を、「液位」の下に「とする」を加える。

第五十条第三項中「及び第二十六条」を削る。

第五十八条中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加える。

第六十八条第一項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする」。

以下この条において同じ」を加え、同条第二項中「(ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液体。)」を

削り、「水位（ナトリウム冷却型高速炉）」の下に「に係るもの」を、「液位」の下に「とする」を加える。
第七十条の見出し中「原子炉停止系統失敗時」を「緊急停止系統失敗時」に改め、同条中「原子炉停止系統が機能しない」を「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した」に改める。

第八十一条中「第七十八条」を「第七十九条」に改め、同条を第八十二条とする。

第八十条中「第七十八条」を「第七十九条」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十九条を第八十条とし、第七十八条を第七十九条とする。

第三章中第七十七条の次に次の一条を加える。

（準用）

第七十八条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、重大事故等対処施設に施設するガスタービンについて、同令第二十五条から第二十九条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する内燃機関について準用する。

2 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する電気設

備について準用する。

別記様式中「~~第七十八条~~」を「~~第七十九条~~」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）
附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から
施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により設置法附則第十八条による改正後
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「第五
号新規制法」という。）第三十七条第一項の規定によりされた認可とみなされた設置法附則第十八条によ
る改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号旧規制法」という。）
第三十七条第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、こ

の規則の施行後最初にする第五号新規制法第二十六条第一項の規定による変更の許可（第五号新規制法第二十三条第二項第五号に掲げる事項のうち試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四十条、第五十三条又は第六十一条において準用する第五十三条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第三十七条第一項に規定する保安規定の変更の認可（第一条の規定による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「新試験炉規則」という。）第十五条第一項第十五号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新試験炉規則第十五条第一項第十五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この規則の施行前に第五号旧規制法第五十二条第一項の使用の許可又は第五十五条第一項の使用の変更の許可を受けた者による第二条の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則（以下この条及び次条において「新核燃料物質使用規則」という。）第二条の二第一項の規定に基づく申請に係る第五

号新規制法第五十五条の二第一項の施設検査について適用する同条第二項に規定する技術上の基準については、新核燃料物質使用規則第二条の五の規定にかかわらず、施行日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十六条の三第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十六条の三第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第五十五条第一項の規定による変更の許可（第五号新規制法第五十三条第二号に掲げる事項のうち使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）第二十九条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第五十六条の三第一項に規定する保安規定の変更の認可（新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号の規定に

かわらず、なお従前の例による。

第五条 設置法附則第二十八条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 第五条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工事業規則」という。）

（第二条第一項第四号に掲げる事項

四 新加工事業規則第二条第一項第五号イに掲げる事項

2 前項の届出書又は書類には、新加工事業規則第二条第二項第六号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六条 第五条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「旧加工事業規則」という。）第七条第一項及び第七項（同条第一項の表第九号イに係る部分に限る。）並びに第七条の八の二第

一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第二十二條の七の二第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2 第五号新規制法第二十二條の七の二第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第二十一條の規定により記録した旧加工事業規則第七條第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第九号イに係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第七條 この規則の施行の際現に設置法附則第三十條第一項の規定により第五号新規制法第二十二條第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第二十二條第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第十六條第一項による変更の許可（第五号新規制法第十三條第二項第三号及び第六号に掲げる事項のうち加工施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第二十二條第一項に規定する保安規定の変更の認可（新加工事業規則第八條第一項第十七号及び第十八号並びに同条第二項第十九号及び第二十号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工事業規則第七条の四の四、第七条の四の五、第八条第一項第十七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号並びに第八条の四第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 新加工事業規則第九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にするべき第五号新規制法第二十二条の七の二第一項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。

第九条 設置法附則第二十九条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 第七条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理事業規則」という。）第一条の二第一項第六号に掲げる事項

四 新再処理事業規則第一条の二第一項第七号イ及びロに掲げる事項

2 前項の届出書又は書類には、新再処理事業規則第一条の二第二項第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

第十条 第七条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理事業規則」という。）第八条第一項及び第七項（同条第一項の表第九号イに係る部分に限る。）並びに第十六条の二第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第五十条の四の二第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2 第五号新規制法第五十条の四の二第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十七条の規定により記録した旧再処理事業規則第八条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第九号イに係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十一条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十条第一項

の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十条第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第四十四条の四第一項による変更の許可（第五号新規制法第四十四条第二項第四号及び第八号に掲げる事項のうち再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第五十条第一項に規定する保安規定の変更の認可（新再処理事業規則第十七条第一項第二十号及び第二十一号並びに同条第二項第二十一号及び第二十二号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新再処理事業規則第十二条の四、第十二条の五、第十七条第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号並びに第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十条の三第

一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十条の三第一項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新再処理事業規則第十六条の三第二項第十五号の規定は、平成二十六年三月二十八日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第五号新規制法第五十条の三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新再処理事業規則第十九条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならぬ。

第十三条 新再処理事業規則第十九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にするべき第五号新規制法第五十条の四の二第一項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。

第十四条 第十条の規定による改正前の实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧实用炉規則」という。）第六十七条第一項及び第七項（同項の表第十一号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項

の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2 第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第十一号に係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。

第十六条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の二第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けている者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）は、施行日から起算

して三年を経過する日までに第十五条による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種廃棄物埋設事業規則」という。）第十九条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。

第十七条 この規則の施行の際現に第二種廃棄物埋設事業者であつて、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の十八第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の十八第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、平成二十六年十二月十七日までに第五号新規制法第五十一条の十八第一項に規定する保安規定の変更の認可（新第二種廃棄物埋設事業規則第二十条第一項第八号及び第十七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新第二種廃棄物埋設事業規則第十三条、第十七条、第十九条の二並びに第二十条第一項第八号及び第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十八条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の二

第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けている者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、施行日から起算して三年を経過する日までに第十六条による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理事業規則」という。）第三十三条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。

第十九条 この規則の施行の際現に廃棄物管理事業者であつて、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の十八第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の十八第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、平成二十六年三月十七日までに第五号新規制法第五十一条の十八第一項に規定する保安規定の変更の認可（新廃棄物管理事業規則第三十四条第一項第十七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新廃棄物管理事業規則第二十六条、第三十三条の二及び第三十四条第一項第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。